

存城と廃城

－城はいつ終わったのか－

森山 英一（城郭研究家）

1. はじめに

文化財保護委員会の発足当時、文部技官として近世城跡の調査や史跡指定に貢献された黒板昌夫氏は、昭和30年（1955）に書かれた『城の歴史』¹⁾の冒頭で次のように記されている。「宿にくつろいで『ここのお城はどなたのところ？』と女中さんに尋ねると、『お城なんかありません』まことに素っ気ない返事である。そのお城を調査に来ている筆者は一寸話の接穂を切られてとまどう。地元の関心とか、そんな難しいことではなく、一般の人の観察を聞き度いと思つてのことであつたが、こうあっさり片付けられては、引き下がるより外はない。こんなことは間々経験することではあるけれども、この女中さんを文化財に理解がないときめつけるのは可哀そうである。女中さんは、あいそがないわけでもなく、城に恨みがあるわけでもない。蓋し天守閣も、櫓も、門もなくなつていればお城ではないつもりなのであつて、こんな論法は案外ひろまつていゝからである。各地に天守閣の復興機運が強まつているのもこのような考え方にある程度関連しているように思われる。」

『城の歴史』が書かれた当時は、我が国が太平洋戦争の敗北からようやく立ち直つて独立を果たし、それと共に占領下では封建制度を象徴する軍事施設として否定的に見られていた城郭が再認識され、いわゆる城ブームが起つて各地で戦災により失われた城の天守を初めとする城郭建造物の復元が進められていたときであつた。黒板氏がこのような風潮に批

判的であつたことは論考の内容からも窺われる。しかしながら、建物、特に天守閣がない城は城ではないという考え方はその後も根強く残り、現在までも続いている。城とは何であろうか。なぜ建物がいない城は城と認められないのであろうか。そこで明治維新以後における城郭の取り扱い、特に廃藩置県のうち、明治政府が城郭を選別して存城と廃城に分けた明治6年（1873）1月14日の太政官達に着目して、存城と廃城について、それぞれの変遷を考究してみた。これまで維新後の城の変遷を存城と廃城に分けて研究することは殆ど行われてなかつた。存城と廃城の区別が良く分からないこともその理由であらう。廃城になつた城が多いことから、上記の太政官達を「廃城令」と呼ぶ人が少なくないのはある意味で無理からぬところである。しかし、存城と廃城の区分は、少なくとも明治20年代までは厳然として存在していた。本稿では存城と廃城の法的性格の違い、それぞれの管理や処分、特に存城については、府県庁との関係、城内に居住していた士族の取り扱い、廃城については、官衙、学校、公園、神社などに転用された経緯を中心に記してみた。ご教示やご指摘を頂ければ幸いである。

2. 廃藩置県と城郭の存廃決定

（1）廃藩置県と明治陸軍の創設

廃藩置県後における近世城郭の変遷は、明治陸軍の創設と密接に関連している。江戸時代に幕府及び諸藩の支配下にあつた城郭は、維新後、徳川将軍家の居城であつた江戸城が東京城と改称されて皇居と

なり²⁾、江戸幕府が西国の抑えとした大阪城は、兵部省の管轄に属して陸軍所が置かれたが³⁾、その他の城郭・陣屋は地方統治機関である府・藩・県の管理下に置かれていた。藩は依然として藩兵を保有し、政府直属の軍隊は皆無に等しかった。

中央集権国家の成立を目指す政府は、明治4(1871)年2月22日、鹿児島・山口・高知三藩の兵を徴して政府直属の御親兵を設置し⁴⁾、同年4月23日、地方軍事機関として東山道・西海道両鎮台を置く⁵⁾、同年7月14日、御親兵の力を背景に廃藩置県を断行した⁶⁾。続いて政府は、同年8月20日、既に設置されていた東山道、西海道両鎮台を廃止し、新たに東京、大阪、鎮西、東北の四鎮台と八分営を置き、旧藩兵の一部を召集して常備兵とするとともに、そのほかの旧藩兵は元の大・中藩に一小隊を残して解散させた。また「地方城郭ノ儀兵部省管轄被仰付候事、但県ニ於テ明細ノ図面相調早々兵部省へ可差出事」⁷⁾と達し、城郭をすべて兵部省の管轄とした。これに先立ち、同年7月28日、兵部省陸軍部内条例書⁸⁾が執行され、陸軍部内に「城堡竝ニ築造兵ニ関スル諸務ヲ司ル」陸軍築造局が設置された。

新設された四鎮台の本営と分営は以下の通りであった。

- 東京鎮台 本営東京、第一分営・新潟、第二分営・上田、第三分営・名古屋
- 大阪鎮台 本営大阪、第一分営・小浜、第二分営・高松
- 鎮西鎮台 本営小倉当分熊本、第一分営・広島、第二分営・鹿児島
- 東北鎮台 本営石巻当分仙台、第一分営・青森

新たに設置された四鎮台のうち東京鎮台以外の大坂、鎮西(熊本)・東北(仙台)の三鎮台、分営のうち、新潟・青森を除く、上田、名古屋、小浜、高松、鹿児島各分営はいずれも城郭に置かれた。しかし、新潟・青森には兵営を置くが施設がなかった

ので、前者は新発田城、後者は弘前城に暫く分営が置かれた⁹⁾。

また、大阪鎮台第一分営は、小浜城が火災で焼失したことから同年12月、彦根城に移転した¹⁰⁾。翌明治5年7月、太政官布告第217号により東京鎮台第四分営が水戸城に置かれたが、他藩出身者が茨城県令心得に任命されたことに不満を持つ旧水戸藩士の放火と思われる火災により水戸城が焼失したので、治安維持のため臨時に設置されたものであった¹¹⁾。

(2) 城郭の存廃調査

明治5年2月27日、太政官布告第62号により兵部省が廃止され、同省の陸軍部と海軍部が独立して陸軍・海軍両省が設置されると¹²⁾、城郭は陸軍省の管轄となった。

陸軍省は、前述の明治5年8月20日達により旧藩の城郭に止まらず、これに準ずる陣屋、要害(旧仙台藩の場合)などのほか、練兵場、砲台、兵器・火薬庫、火薬・器械製造所、軍事関係の学校などを管轄下に収めた。しかし、膨大な数にのぼる軍事関係施設のすべてを陸軍省が管理することは不可能であったから、鎮台や分営となった城郭は受け取って管理下に置いたが、その他の城郭・陣屋・要害その他の施設は所在の府県が管理していた。

一方、陸軍省は、陸軍大輔(長官の卿は欠員)となった山県有朋のもとで、全国における防禦線の確定と徴兵制による常備軍隊の建設を目指していたが、その作業の一環で軍隊の基地として必要な城郭と、不要な城郭を選別する必要があった。城郭は国有財産であるから、その処分は陸軍省単独では行うことはできない。不要な城郭などは国有財産を所管する大蔵省に移管しなければならないので同省の了解が必要となる。陸軍省は、発足すると直ちに大蔵省と打合せて旧藩の城郭・兵器などの調査を実施することを決め、太政官正院の承認を受けた。同年3月18日、太政官布告第88号によって地方巡回のための大蔵省官員の出張、同第89号によって城郭・兵器取調べのための陸軍省官員の出張がそれぞれ布告され¹³⁾、陸軍省築造局や武庫司から武官らが出張し、

大蔵省官員同行のうえ五方面に分れて各地の城郭、兵器などの実地調査を行った。陸軍省官員には特に参謀局御用勤務を申し付けられた¹⁴⁾。これに合わせて同年3月15日、陸軍省達「巡見参謀将校職務大略」¹⁵⁾が発せられたが、これによって調査官員の職務内容を知ることができる。

このとき調査検討の資料にされたと思われる城絵図群が2009年、フランスのオークションに出品された。「陸軍省城絵図」と名付けられた絵図群が出品されるまでの経緯は、所蔵者を含めて不明であるが、富原道晴氏の尽力により、その大半の124図が現在富原文庫に収蔵されている¹⁶⁾。絵図の中には「明治五年」の記載があるものや「陸軍省築造局」印が押捺されているものがある。築造局は、明治6年3月20日、陸軍省職制及条例¹⁷⁾によって第四局と改称されたので、少なくとも築造局印のある絵図はそれ以前に作成されたことが明らかであり、通し番号が付されているので作成年代が同時期であることが明確である。内容も城郭図に留まらず、陣屋、要害・所（仙台藩の場合）、台場、古城図、地形図、古戦場図なども含まれ、内容が多岐に亘り、前述した巡見参謀将校職務大略と共に当時の陸軍省の城郭調査の状況を知ることができる。また、現在遺構が全く残っていない城の絵図も含まれており、近世城郭の最終期の状況を記録したものとして、「正保城絵図」にも匹敵すべき貴重な史料であると考えられる。

城絵図の作成者であるが、前述した明治4年8月20日の太政官達が地方城郭を兵部省の管轄とすることを府県に通知すると共に「県ニ於テ明細ノ図面相調早々兵部省へ可差出事」と命じ、更に兵部省が翌明治5年2月24日、まだ絵図を提出していないと思われる特定の元藩県について「城郭砲堡練兵場等総シテ軍事ニ関渉スル必用之場所不殘取調明細絵図ヲ以テ至急当省へ差出候様可被相達候事、追テ前書之趣大阪近傍ハ来三月十五日限り、奥羽中国九州近傍ハ同廿日限り、無遅延屹度差出可申候事」¹⁸⁾と達して絵図の差出を命じているので、これらの達によって府県が作成したもののほか、前記の巡見参謀

将校職務大略に「一、各地城寨ノ方并地勢ノ險易ヲ見極メ攻守ノ便不便ヲ計り暇アラバ絵図ニ認メ可申事」としているので、築造局から巡回出張した調査官の指示で府県が作成したものや調査官員自身が作成したものも含まれている可能性がある。

陸軍省は、各地に出張した調査官員の報告に基づき同年8月に鎮台、営所配置の改正とそれに伴う城郭の存廃を概ね決定し、省内各局の意見を徴したうえ同年11月に築造局で要不要の区分を立て、条約書を大蔵省と取り交して正院の裁決を仰いだ¹⁹⁾。

問題になったのは、皇居が置かれている東京城の取り扱いで、皇居と城寨を併存させるという築造局の意見に対し、近衛局は数百年來の攻守に応ずる建築を施した城寨が現在の火器戦闘に役立つはずがないので、城郭の名目を廃し、内郭は皇居とし、外郭は廃棄して郊外に攻守の建築施設を設けることを主張して対立した。折しも同年6月、大蔵省から朽廃が進んだ外郭諸門の取壊しの伺いが提出され、陸軍省に意見を求められたので、7月27日、山県陸軍大輔から伺を立てた結果、「城郭ノ儘、御住居被遊候事」との決定が下った²⁰⁾。そのため、東京城は皇居と城郭が併存することになった。

一方、これに併行して徴兵制の実施とこれに対応する鎮台再編成の作業が進められた。同年11月28日、太政官布告第379号をもって徴兵に関する詔勅と太政官告諭が発せられた²¹⁾。

(3) 鎮台配置の改訂

明治5年は12月2日で終わり、翌日から太陽暦が採用されて明治6年(1873)1月1日となった。年明け早々の1月9日、太政官布告第4号²²⁾により鎮台配置が改訂され、今までの四鎮台に代わり、全国を六軍管に分ち、以下の鎮台六、営所十四を置いた。

第一軍管	鎮台東京	営所東京・佐倉・新潟
第二軍管	鎮台仙台	営所仙台・青森
第三軍管	鎮台名古屋	営所名古屋・金沢
第四軍管	鎮台大阪	営所大阪・大津・姫路

第五軍管 鎮台広島 營所広島・丸亀
 第六軍管 鎮台熊本 營所熊本・小倉

第十二師管 (營所丸亀)
 第十三師管 (營所熊本)
 第十四師管 (營所小倉)

この改訂により、鎮台の下に分營に代えて新たに營所が置かれた。鎮台や營所に常備される団隊は、歩兵14聯隊(42大隊)、騎兵3大隊、砲兵18大隊、工兵10小隊、輜重兵6隊、海岸砲兵9隊、兵力は平時人員31,680人、戦時人員46,350人とした。營所は14ヶ所あり、それまで大隊編成だった歩兵部隊を聯隊編成に改め、各營所に一聯隊を配置する計画で、逐次実行された。なお、營所は兵備の盛大と共に漸次増築することとした。鎮台配置の改訂により徴兵区が決まったことから同月10日、太政官達で徴兵令が發布された²³⁾。

しかしながら、この鎮台編成は、早くも同年7月19日、改訂鎮台条例(太政官布告第255号)²⁴⁾によって大幅に改められた。同条例はそれまで制定されていた東京鎮台条例(明治5年正月8日兵部省達)、大阪・鎮西・東北鎮台条例(同年3月12日兵部省配布)を全面的に改訂したもので、要塞、衛戍などの語にフランス語を片仮名で併記しており、来日していたフランス人陸軍教師の意見を参酌し、フランスの軍制をもとに作成したことが窺われる。

改訂条例は、新たに北海道を管轄する第七軍管を追加したほか、次のように軍管の下に師管を置いた(第1条)。

第一軍管	東京鎮台	第一師管 (營所東京)
		第二師管 (營所佐倉)
		第三師管 (營所新潟)
第二軍管	仙台鎮台	第四師管 (營所仙台)
		第五師管 (營所青森)
第三軍管	名古屋鎮台	第六師管 (營所名古屋)
		第七師管 (營所金沢)
第四軍管	大阪鎮台	第八師管 (營所大阪)
		第九師管 (營所大津)
		第十師管 (營所姫路)
第五軍管	広島鎮台	第十一師管 (營所広島)

軍管は管下の兵員が戦時に一軍を、師管は一師を興すに足ることから名付けられ、従来の各營所が一師管を構成し、その下に更に營所を置くこととされた(第2条)。師管内の營所の所在地として

東京師管管内	小田原 静岡 甲府
佐倉師管管内	木更津 水戸 宇都宮
新潟師管管内	高田 高崎
仙台師管管内	福島 水沢 若松
青森師管管内	盛岡 秋田 山形
名古屋師管管内	豊橋 岐阜 松本
金沢師管管内	七尾 福井
大阪師管管内	兵庫 和歌山 西京
大津師管管内	敦賀 津
姫路師管管内	鳥取 岡山 豊岡
広島師管管内	松江 浜田 山口
丸亀師管管内	徳島 須崎浦 宇和島
熊本師管管内	千歳 飫肥 鹿児島 琉球
小倉師管管内	福岡 長崎 対馬

の40ヶ所を挙げ(第3条)、「凡ソ營所ノ数四十、師管ノ場所ト合シテ五十四トナシ、各其区域ヲ画シテ三府六十六県略相表裏シ、以テ管内ノ静謐ヲ保護セシム」(第4条)としている。營所の所在地を後記の「諸国存城調書」などに記された存城と比較すると、新発田、上田、彦根、高松の四城がなく、新たに琉球が加わっている。政府は、明治5年9月14日、琉球国王尚泰を琉球藩王に任じて華族に列し²⁵⁾、琉球藩に対する支配を強めていた。しかし、琉球に軍隊を配置するにはなお数年を要した。

また、北海道については「其守備方法他の諸道ト異アルヲ以テ」(第5条)、具体的な守備組織は記載されなかったが、翌7年10月30日、屯田憲兵条例²⁶⁾が制定され、開拓使の隷下に警備と開拓に当たる屯

田兵が設置された。

(4) 城郭の存廃決定

鎮台配置が改訂された5日後の明治6年1月14日、正院は、城郭の存廃を決定し、大蔵・陸軍両省に達した²⁷⁾。

このとき存城として陸軍省の管轄に残された城郭は、通達別紙第一号「諸国存城調書」によると下記の通りであった。

第一軍管	武蔵国	東京	相模国	小田原
	駿河国	静岡	甲斐国	山梨
	下総国	佐倉	上総国○	木更津
	常陸国	水戸	下野国	宇都宮
	越後国	新発田	○新潟	高田
	上野国	高崎		
第二軍管	陸前国	仙台	岩代国	福島
	陸中国○	水沢	盛岡	
	陸奥国○	青森	羽前国	山形
	羽後国	秋田		
第三軍管	尾張国	名古屋	参河国	豊橋
	信濃国	松本	美濃国○	岐阜
	加賀国	金沢	能登国○	七尾
	越前国	福井		
第四軍管	摂津国	大阪	○兵庫	
	紀伊国	和歌山	山城国	二条
	近江国	彦根	○大津	
	越前国○	敦賀	伊勢国	津
	播磨国	姫路	因幡国	鳥取
	備前国	岡山	但馬国	豊岡
第五軍管	安芸国	広島	出雲国	松江
	石見国○	浜田	周防国	山口
	讃岐国	丸亀	高松	阿波国
	徳島			
	土佐国○	須崎	伊予国	宇和島
第六軍管	肥後国	熊本	日向国	飩肥
	薩摩国	鹿児島	豊前国	小倉
	豊後国○	千歳	筑前国	福岡
	肥前国○	長崎	対馬国	厳原

(注：地名の前の○印の分は現今城郭がないが、

新規に受け取るべき所)

存城は、新規取立地を含めると概ね一国一城であったが、複数の存城がある国や、存城のない国もあった。存城の多くがこれまで一国の中心となっていた城郭や場所であったが、豊岡には城郭はなく陣屋が所在するのみであったから、新規取立地を除く存城は42城、1陣屋であった。この通達には記載漏れがあったので、同年2月15日に陸軍省が府県に発した通達²⁸⁾の別冊で存城として信濃上田城が追加されて43城になった。しかし、上田城は同年5月に分営が廃止されたのち、翌7年に建物などが払い下げられているので²⁹⁾、実質的には廃城とみて良いであろう。また、弘前城はその後も陸軍省の管轄に属していたにも拘らず、存城調書にも、その他の通達文書にも記載がない。しかし、弘前城については、後述する明治9年2月27日、陸軍省が提出した「城砦周囲等防御線内土役工作等ノ儀地方官ニ通達相成度旨伺」³⁰⁾添付の表に第二種(城有兵無キモノ)の中に記載されているので、存城であったことは明らかである。

このほか、木更津、新潟、水沢、青森、岐阜、七尾、兵庫(神戸)、大津、敦賀、浜田、須崎浦(須崎)、千歳(大分)、長崎の13ヶ所は、現今城郭がないが必用の区域を選定して大蔵省と協議の上で地所を受取るべきこととされた。この中で、浜田には城郭、水沢には旧仙台藩の要害が存在したが、浜田城は慶応2年(1866)7月18日、第二次長州役の際に焼失³¹⁾、更に明治5年2月6日の浜田大地震で同地が大きな被害を受け³²⁾、城地も崩壊して使用に耐えないと思われたこと、また、水沢は要害であったので、いずれも城郭としては取扱われなかったものと思われる。しかし、浜田城も前述の明治9年2月の陸軍省伺では弘前城と同じく第二種の存城として記載されている。

存城および廃城の数については、これまで明治43年(1910)に陸軍築城部が編纂した『築城史料』³³⁾の記述を元としており、大類伸・鳥羽正雄共著の『日

本城郭史』³⁴⁾もこれに従っているが、その正確性には疑問がある。『築城史料』は存城について「余ス所ノモノ僅ニ三十九城一要害ノミト成リヌ。而シテ此ノ三十九城一要害ニ更ニ二十余城ヲ選定シテ、併セテ五十八城ヲ存置スル事トシタリ」とのみ記述し、その根拠を明らかにしていないが、同書が参考文献としている旧仙台藩士小野清が明治32年(1899)に著した『日本城郭誌巻首』³⁵⁾綴込み第二表は、上記の43城、1陣屋のうち、後に福島城の代わりに存城となった白川(白河)城を挙げ、新規城郭取立地13ヶ所と明治6年12月に開拓使から陸軍省に移管された函館五稜郭³⁶⁾を加えて58としている説に従ったと認められる。しかしながら『築城史料』、『日本城郭誌』のいずれも陸軍省の管轄下に残った弘前城には触れていない。

一方、『築城史料』は、廃城について、「全国ニ散在セル百四十四城、十九要害、百二十六陣屋ヲ一齊ニ廃毀シ、之ヲ大蔵省ニ交付ス」と記している。この数は、前述した小野清著『日本城郭誌巻首』の第三表「慶応三年現在城郭要害陣屋并ニ明治六年公定存城綜覧表」³⁷⁾城郭182、要害20、陣屋126から、存城分を引いた数と思われるが、前記明治6年1月14日の太政官達別紙第二号「諸国廃城調書」には、城郭121、陣屋69、要害11、練兵場54、演武場・撃剣場29、火薬庫・焰硝庫81のほか、陣営、政庁、旧県庁、砲台砲墩、火薬製造所、兵營、屯所、旧軍事局、陸軍局、武庫、兵器庫、大砲置場、器械置場、大砲打場、射撃場、練武場、講武場、武館、兵学校、厩、馬場、水車場、器械製造所など、様々な施設が記載されており、旧藩のほか、岩鼻、相川など旧幕府の遠国奉行や代官の陣屋、旧佐賀藩家臣諫早氏の所領諫早、旧平戸藩領の壱岐武生水の施設などが含まれている。

いずれにせよ、城郭の存廃決定は、鎮台配置の改訂に対応して慌ただしく行なわれたので、存城・廃城調書の記載も杜撰であり、いずれの調書にも記載されていない城郭・陣屋などが相当数みられる。例えば、松前城、弘前城、小松城、今治城、高知城、

旧仙台藩の上口内、人首、佐沼、登米、不動堂、川崎、金山、平沢の各要害が記載されていなかった。特に、高知城のような重要な城郭が記載漏れになっているのは不審に思われるが、同城については、その帰属をめぐって陸軍省と大蔵省の間で対立があり、陸軍省に引き継がれていなかったのである。明治5年8月19日、陸軍省は正院に高知城は城郭の称号を廃しているが、まだ取り壊していないので、配兵をする予定があることから陸軍省管轄を命ぜられたいと願い出た。ところが大蔵省は配兵の目途があるといっても城郭全部が必要なはずはないので、入用の部分の図面を付して申し出てもらいたいと主張し、結局、陸軍省が鎮台配置を決定のうえで更に申し出るようになった³⁸⁾。しかし、陸軍省は、存廃決定後も高知城について移管の申し出をしなかった。後述するように高知城は全国に先駆けて公園になっている。

しかし、明らかな記載漏れもあった。城郭の存廃が決まった翌月の明治6年2月28日、開拓次官黒田清隆は正院に、これまで青森県に属していた旧館県地方が開拓使へ移管されたので、大蔵省管轄の松前城を出張所並びに官員役宅等に使いたいとして、同城を附属建家とも開拓使へ移管の申し出をした。これに対し、正院から意見を求められた大蔵省官員洪沢栄一は「松前城ノ儀ハ先般当省管轄被仰付候旧城地第二号中記載ハ無之候ヘトモ第一号存城ノ内ニ不相見候ヘハ即チ当省管轄ト相心得候テ可然」として「同使申請ノ通御允許相成可然ト存候」と述べ移管に同意している³⁹⁾。

このほか、東京鎮台本営管内は、上野・下野両国を除いて城郭のみが記載され、陣屋の記載がない。特に徳川氏の駿府就封に伴って房総地方へ移封された諸藩が築いた城郭・陣屋は一切記載されていない。

一方、旧仙台藩については、一門以下の上級家臣を城・要害、所・在所の名の下に領地を与え一円支配を許していた。幕末に城(白石城)1、要害20(19とも)、所35、在所38があったといわれる⁴⁰⁾。この

うち、要害は藩内では御城と呼ばれており、所も城郭の実質を有するものが多かった。城郭の存廃決定の際、要害は城に準じて存廃の対象となったが、所以下については廃城調書に記載がない。前述した陸軍省城絵図には要害のほか「駒ヶ嶺」所の絵図が含まれているので⁴¹⁾、所も調査の対象になったことが窺われるが、実際にどのように扱われたのか今後考究する必要がある。

また、旧会津藩の猪苗代城のように戊辰戦争で焼失して放棄された⁴²⁾ ものや、後述するように既に群馬県に移管されて陸軍省の管轄を離れていた前橋城、開拓使の管轄下にあった函館五稜郭は調査の対象外だったので、記載がない。

なお、前述した明治6年1月9日の太政官布告第4号による鎮台本営と営所を見ると新潟と青森を除いて存城とされた城郭の所在地と一致するが、彦根、上田、高松、鹿児島のように存城とされ、分営として軍隊が駐屯しながら営所に指定されなかった城や伊予松山城のように軍隊が駐屯しながら存城に指定されなかった城があった。これらの諸城については陸軍省達で当分営所と心得ることになったが⁴³⁾、これらの城に駐屯していた軍隊は間もなく移駐した。また、鹿児島城は、火災で焼失したのを契機に分営を閉鎖している⁴⁴⁾。

3. 存城と廃城～その法的解釈

存城・廃城については、法令上も講学上も明確な定義はない。「存城」は、明治6年1月14日の太政官達で初めて見られる用語であるが、「廃城」は、版籍奉還後、財政難から城郭の維持が困難になった諸藩が相次いで城郭の取り壊しや修補を加えないことを願い出た際の伺に散見する。例えば、小田原藩は、明治3年閏10月2日の願書に「当藩城廓櫓楼秋来数度ノ暴風雨ニテ大破候処、修補ノ藩力無之、弥々時勢無用之長物ニ属候ヲ補理仕候ハ冗費ト奉存候間、追々取払遂ニ廃城仕度奉存候」⁴⁵⁾、中津藩は、同年12月の廃城願出伺に「復古隆運封土奉還之御盛時に会し、於辺土無用之城地と奉存候、依之更に廃

城仕冗費を省き窮民救恤墾田等之入費に相備申度」⁴⁶⁾として、それぞれ廃城の語を用いている。

一般的に考えると、存城とは、城郭として維持し、天守・櫓・門・堀などの建物や石垣・土塁、堀などの施設を保存するものであり、これに対し、廃城は、小田原藩や中津藩の伺に見られるように、城郭として維持することをやめ、建物を取り壊し、場合によっては石垣・土塁、堀なども破壊するもので、戦国時代に城割りと呼ばれた処分と同様のものと考えられる。筆者も以前はそのように理解していた。しかしながら、存城となった城でも、会津若松城をはじめ多くの城が建物をすべて取り壊されており、廃城とされた城でも高知城や伊予松山城のように天守など主要な建物がまとまって保存されている例がある。

この疑問を解決するには、存城と廃城を法学的な面から解釈する必要がある。前述したように、城郭の存廃決定は、国有財産である城郭・陣屋・要害などの管理区分を決めたもので、その背景には城郭を財産とみるフランス民法の影響があった。存城と廃城は城郭の所管官庁を分ける法令上の用語だったのである。

幕藩体制下の我が国においては、城郭を譲渡、貸借、物上保証などの対象となる財産と見る考えが殆どなかった。城郭の処分権は天下人である将軍に属し、大名は例え自らが築いた城であっても、その管理や使用をする権限を持つのみで、処分権はなく、将軍から領地召し上げや転封を命ぜられたときは直ちに城を開け渡さなければならなかった。改易や転封の際に後継の城主が指名されなかった城は幕府直轄とされたものを除き破却された。一方、ヨーロッパにおいては、城郭は王侯貴族の重要な財産であった。城郭が財産であるという観念は、明治維新後にヨーロッパの法制度が導入されたことによって明確に意識されるようになったのである。

明治政府は、旧幕府が締結した不平等条約の撤廃を目指し、司法制度の確立と欧米諸国と比べても遜色がない法典の整備に努めていた。政府が近代国家建設の模範としたのはフランスとイギリスであった

が、法律については、慣習法を中心とするイギリス法は適当ではなかったので、フランス法が模範とされた。最初の目標は民法典であり、当時最も完備した法典であったフランス民法code civil francais（正式にはナポレオン法典code Naporeon）を模範として立法作業が行われた。明治3年9月、太政官制度局に民法会議が開かれ、中弁江藤新平が主任となり、旧幕臣で大学大博士の箕作麟祥にフランス民法を翻訳させ、これを基に民法草案の立案が行われた⁴⁷⁾。箕作麟祥はパリ万国博覧会の折、幕府使節に随行して渡仏した洋学者で、彼が翻訳したフランス民法は、翌4年4月『仏蘭西法律書民法』として大学南校から刊行された。

民法会議は、同年7月に制度局が廃止されたことに伴い廃会となったが、民法の整備は、太政官左院に引き継がれ、左院副議長となった江藤新平が主宰して検討が行われた。これに並行して同年7月に新設された司法省明法寮においても民法典編纂事業を行い「皇国民法仮規則」をまとめた。更に、翌5年4月、江藤新平が司法卿に任ぜられると自ら主宰して省内に民法会議を発足させ、箕作の『仏蘭西法律書民法』や明法寮の「皇国民法仮規則」を底本として、翌6年3月「民法仮規則」草案を作成したが、同年4月に江藤新平が参議に転じたため施行されことなく終わった⁴⁸⁾。しかしながら、箕作の『仏蘭西法律書民法』や各種の民法草案は、裁判官によって民事裁判における実務上の指針である条理として活用された。明治8年6月制定の「裁判事務心得」（太政官布告第103号）第3条には「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニ依リ、習慣ナキモノハ条理ヲ推考シテ裁判スヘシ」と規定している⁴⁹⁾。

一方、政府は、明治3年10月2日、陸軍編制をフランス式に統一し⁵⁰⁾、旧幕府に倣ってフランス軍人を教師として招聘した。また、旧幕府軍事顧問団の一員であったデュ・ブスケは維新後もフランス公使館の通訳官として日仏外交に尽力する傍ら兵部省の兵式顧問を兼ね、公使館を退職したのちは、明治4年11月から左院雇（のち元老院雇）としてフランス

法制の翻訳調査に当たり、軍制度の整備、内務省の創設、勲章制度の確立などに貢献した⁵¹⁾。このような経緯から、陸軍省も存城と廃城の決定に当たって、フランスの軍事制度や法制の影響を受けたと思われる。

フランス民法では、城郭について、第二編（財産及び所有権の変容）において第540条・第541条に規定を置いている。箕作の『仏蘭西法律書民法』⁵²⁾は次のように訳している。

第五百四十条 城砦ノ門、壁、壕、堞等ハ亦公領ノ一部トス

第五百四十一条 既ニ戦鬪ノ用ニ供セサル城砦中ノ地及ヒ壁、壕、堞ハ亦公領トス、但シ官ヨリ之ヲ売払ヒ又ハ官ヨリ其所有者ニ対シ定期ノ時間訴訟ヲ為サ、ル時ハ格別ナリトス

この法文によって明治6年1月14日の太政官達を解釈すると、第540条に規定する城が存城であり、第541条に規定されている城が廃城である。存城も廃城も公有（国有）であるが、存城は軍事上必要と認めて国家が保有するものであり、廃城は軍事上不要とされたものであり、売却処分された場合や占有者に取得時効が完成した場合は公有でなくなるのである。

従って、存城は、軍事に関する事項を掌る陸軍省が引き続き所管し、廃城は軍事上不要として、大蔵省の管理に移したものである。存城は、従来通り陸軍省の管理に置くという意味であり、廃城は、陸軍省の管理を廃し大蔵省の管理に移すもので、不要と認められれば売却処分されるが、直ちに破壊されるものではない。実際には廃城の多くが不要として払下げ処分されているが、必要と認められたものは国有として維持されている。前述した小田原藩や中津藩の願書にある「廃城」とはまったく意味が異なるものである。

このように存城と廃城は国有財産の管理区分を決めたものであるから、城郭の建物その他の施設の維持保存とは無関係である。存城であっても国が維持の必要がないと認め、または兵営建設などのために改造したときは建物を改築し、あるいは取り壊し、石垣や土塁を破壊することも可能である。改造によって外見が城とは思われないような状態になったとしても、国が城と認めて保有している限り城郭なのである。他方、廃城であってもすべて破壊されるものではなく、国が不要として改造又は破壊し、あるいは売却処分しない限り、保存されるのである。

また、廃城が直ちに城でなくなったのではない。国有である限り城なのである。明治6年11月24日、陸軍省が府県に「全国諸城郭今般各鎮台ニテ管轄致候就テハ自今城郭ニ係ル事件並番人給料等之儀ハ其所管鎮台ヘ可申立候此旨相達候事」⁵³⁾と達したが、大蔵省から国有財産の管理を引き継いだ内務省は、翌7年4月14日、乙第30号で府県に「明治六年十一月二十四日陸軍省ヨリ全国諸城郭今般各鎮台ニテ管轄致候ニ就テハ自今城郭ニ係ル事件並番人給料等之儀ハ其所管鎮台ヘ可申出旨布達相成候儀ハ同省所管存城ノ分ニテ当省所轄廃城ノ分ニハ関係無之儀ニ候条為心得此旨相達候事」⁵⁴⁾と達している。府県でも存城と廃城の区別を理解しないで、廃城についても鎮台へ申し出る事例があったことが窺われる。

ところで、この明治6年1月14日の太政官達を「廃城令」と呼ぶ人がいる。これは士族の帯刀を禁じた明治9年(1876)3月28日の太政官布告第38号⁵⁵⁾が一般に「廃刀令」と呼ばれていたことから思い付いたものと思われる。明治9年の太政官布告は大礼服着用並びに軍人警察官等の制服着用者を除いて、今まで認められていた士族の帯刀を一律に禁止したものであり、廃刀令と呼ぶに値するものであるが、明治6年の太政官達は城郭の管理区分を決めたもので、すべての城を廃止したのではない。主要な城は存城として維持されている。廃城令は誤った理解に基づく呼称といわざるを得ない。

4. 要塞の登場

明治6年1月14日の太政官達による存城の中に、新規に地所を受け取るべき場所として木更津、新潟、水沢、青森、岐阜、七尾、兵庫(現神戸市)、大津、敦賀、浜田、須崎浦(現須崎市)、千歳(現大分市)、長崎の13ヶ所が挙げられている。そのうち10ヶ所は海に面している。この13ヶ所は前述した改訂鎮台条例では、すべて営所の候補地とされている。陸軍ではこれらの地に兵営を設け築城を行う意図であったことが窺われる。

当時陸軍が徴兵制による軍隊の整備と並んで最も重視していたのは、全国における防御線の確立であった。明治7年1月4日、太政官で行われた政始に当たり陸軍卿山県有朋は、「維新以来皇化日ニ盛ンニ陸軍ノ事業モ次ヲ逐テ緒ニ就キ、近衛アリ以テ九重ヲ護シ、鎮台アリ以テ四海ヲ守ル陸軍ノ全体略具レリ」と述べ「更ニ全国ノ防御線ヲ画定シ内以テ禍乱ヲ未発ニ防キ外以テ窺竄ヲ未萌ニ消セン、是実ニ方今ノ急務ニシテ臣ノ職分当ニ其責ニ任スヘシ」⁵⁶⁾と奏上している。

翌明治8年(1875)10月4日、陸軍大佐原田一道、同少佐牧野毅、同黒田久孝が連名で上申した「日本全国防御及著手序次ニ関スル意見」⁵⁷⁾は、陸軍部内における全国の防御と所要施設の工事着手順序に関する意見を纏めたもので、防御線を外部の防御線と内部の防御線に分け「須ラク緊要海口ノ各地ヲ選ヒ、カヲ萃メテ砲台ヲ築キ、嚴ニ兵備ヲ設ケ、敵ヲシテ我内海ヲ窺ヒ我都府ニ近クヲ得サラシムヘシ。之ヲ第一外部ノ防御線トナス。而シテ仮令第一防御線破ル、モ、都府、製造場及ヒ繁華ノ市街等ヲシテ敵砲ノ轟撃ヲ免カレシムル為ニ、要地ニ防守ノ法ヲ設ク。之ヲ第二外部ノ防御線トナス。又内国鎮台営所ト連絡応援ノ法ヲ設ケ、進ンテ戦ヒ退キテ守ルノ備ヲナシ、衝要ノ地形ニ於テ堡壘ヲ築キ、海岸防守ノ缺クル所ヨリ上陸シテ都府及ヒ砲台ヲ襲撃スルノ敵ニ備フ。之ヲ第一内部ノ防御線トナス。而シテ各鎮台及ヒ営所ニ要塞ヲ設ケテ兵営ヲ置キ、糧食器械

及ヒ軍需ノ諸品ヲ聚蓄シ、内外交通ノ為ニ他ノ砲台及ヒ衝要ノ地ニ兵科ノ大道ヲ設ケ、輜重車ヲ以テ此諸品ヲ運搬シ、応援ノ法ヲ便ニス。之ヲ第二内部ノ防禦線トナス。」としている。

注目されるのは、文中に鎮台及び營所に要塞を設け兵營を置き、兵器や軍需品を備蓄することが記載され、城郭ではなく要塞の語が用いられていることである。幕末の洋学者たちは欧米の築城技術を学んで、五稜郭などの洋式築城を実現したが、この築城が城郭ではなく要塞であることを認識していなかった。箕作麟祥は、前述した『仏蘭西法律書民法』で、フランス民法第540条について、原文のplaces de guerre et forteresses(要塞及び城塞)をまとめて「城砦」と、第541条については、Places de guerre(要塞)についても城砦とそれぞれ訳している。Places de guerre直訳すれば戦いの場所は、15世紀以降に火炮に対抗して発達した築城であり、古代・中世の城郭とはまったく構造を異にしていることから要塞と呼ばれた。forteresseは城郭全般を意味するが、ここでは要塞以外の中世城郭や近世の城館を指すものと考えられる。箕作麟祥は優れた洋学者であったが、軍事の専門家ではなかったから、Places de guerreとforteresseの区別を十分に認識しないまま城砦と訳したのである。

我が国の軍事関係者が従来の城郭とは異なる火炮を備え、砲撃に対抗できる軍事施設の存在を認識したのは、維新後の欧州における見聞、特に普仏戦争の観戦であったと思われる。明治2年3月、政府は長州藩士山県有朋、薩摩藩士西郷従道を雇として欧州諸国に派遣し、地理形勢、特に兵制整備の状況を調査させた⁵⁸⁾。また翌3年(1870)7月に普仏戦争が起こると、大山巖、品川弥次郎らを観戦のために欧州に派遣した⁵⁹⁾。前述の意見書を起草した原田一造は、明治4年10月、右大臣岩倉具視を全権大使とする遣外使節団が欧米に派遣されたとき理事官として随行している⁶⁰⁾。

「要塞」の語は、城郭の存廃を定めた明治6年1月14日の太政官達にはまだ現れていない。法令に規

定されたのは、前述した同年7月19日の改訂鎮台条例で、要塞部の項を設け、第11条に「凡ソ要塞ノ将校ハ砲兵方面ニ属シ其司令ヲ歴テ陸軍卿ニ隷スルヲ正例トス」と規定しているが、「要塞」にフランス語の「プラス」を片仮名で併記している。要塞は、おそらく要害と城塞を併せた造語で、フランス陸軍教師の意見も参酌して作られたが、一般に周知されていなかったから原語を併記したのであろう。しかしながら、要塞はまだ築城されていなかったから、同条には「現今要塞ノ設未タ備ラス其箇所タル多カラサルヲ以テ姑ク其軍管ノ司令将官ニ牒シ文移報告並ニ物品ノ度支ノ諸項皆鎮台ト往復ス可シ」と追記している。翌7年11月30日、陸軍省布第428号により工兵方面条例⁶¹⁾が制定されたが、第1条に「凡ソ陸軍所属ノ要塞、城堡、海岸砲台、其他屯營、官廩、館舎、倉庫等ノ建築、修繕並ニ其保存監守ハ工兵科ニ在テ之ヲ掌ル」と規定し、要塞を城堡や海岸砲台の上位に置いている。陸軍は、存城や新規取立地を改造あるいは新築して要塞を築く意図があったと思われる。これを裏付けるのは明治11年12月6日、陸軍省が提出した彦根城の保存費用に関する伺に「滋賀県下彦根城郭ハ第四軍管内之存城ニシテ他日要塞ノ一部分ニ被備置候処」⁶²⁾と記し、また同年10月15日、福島城を廢城として新たに白河城を存城とする伺に「白川城ハ奥羽咽喉ノ地ニ位シ将来要塞設置ノ為ニ必須ノ地ト存候」⁶³⁾とそれぞれ記していることである。

しかしながら陸軍が当初意図していた内部防禦線の要塞は建設されなかった。第一外部の防禦線である沿岸砲台の建設が優先されたのである。新規取立地は、一部に兵營が建設されたのみで築城は行われなかった。

一方、普仏戦争の敗北で、フランスの軍事的権威は失墜したが、我が国では、その知識技術に対する信頼はなお高く、明治5年5月、フランスから陸軍士官、下士官らを陸軍教師として招聘した。彼らは軍制整備や教育訓練について陸軍省の諮問に与る傍ら、我が国沿岸に築造すべき砲台の位置を検討した。

同7年7月、陸軍卿山県有朋は、陸軍教師首長の陸軍大佐シャルル・クロード・ミュニエーに部下の教師を派出させ、原田一遣ら砲工科の将校を随行させて砲台築造の位置を調査させ、以後数年にわたって毎年暑中休暇を利用して海岸の巡視が行われた⁶⁴⁾。これらの調査検討に基づき前記の原田らによる日本全国防衛及著手序次に関する意見が上申され、特に近海の固めが急であると認めて、先ず東京湾の相州観音崎、総州富津岬等の数所に堅牢の砲墩を築くことが決定された。その結果、明治9年から観音崎・富津岬における砲台用地の買収、測量・調査が開始され、以後、東京湾を初め沿岸各地で砲台の建設が行われた。砲台建設に要する多額の経費は財政を圧迫し、一時休止されたこともあったが、宮廷費の剰余金の下賜や国民の献金も得て次第に進捗した⁶⁵⁾。

5. 存城の管理

(1) 存城の維持管理

1) 居住人民への課税

それでは存城と廃城は、どのように管理され、また処分されたのであろうか。

まず存城であるが、陸軍省にとって負担だったのは、存城の多くに府県庁が置かれており、また城内に多くの士族が居住していたことであった。

陸軍省は、明治6年2月14日、府県に対し城内に居住している人民の取り扱いについて「各府県管下当省所轄城廓中従来人民住居之地所ハ追テ当省ヨリ引払方相達候迄ハ住居罷在不苦候間、総テ拝借地ト相心得取税取計大蔵省へ可相納事」と達した⁶⁶⁾。これに対応して大蔵省も同日、達第15号をもって府県に「旧藩々城郭内士族邸地之儀ハ是迄処分見合置候処、今般各城廢存御決定ニ付テハ、廢城之分ハ一般沽券税施行之積再取調、存城内居住之分ハ当分拝借地ト看做シ各邸歩数丈量之上近傍之沽券ニ見合相当之税金賦課可致候条、夫々取調可伺出事」と存城、廃城とも城内の士族屋敷について面積等調査のうえ近隣地と比較し課税するよう達している⁶⁷⁾。

当時、土地制度を整備すべく、土地の所有権と納

税義務を表示した地券（土地所有証券）の発行が進められていた。これに伴い、明治6年3月25日、太政官布告第114号⁶⁸⁾により、地所をその用途により名称区別を定め、皇宮地、神地、官庁地、官用地、官有地、公有地、私有地、除税地としたが、翌7年11月7日、太政官布告第120号⁶⁹⁾で全面的に改正し、地所を官有地、民有地に大別し、それぞれ種別を定めた。存城の敷地は、陸海軍の本・分営として官用地第二種（地券を発し、地租を課さず、区入費を課すもの）とされたが、明治8年8月12日、陸軍省は、存城を含めた所轄地について、兵営等の建築が未着手で当面所要がない土地は総て官有地第三種（地租・区入費を課さないもの）に編入したい旨太政官に伺い出て許されている⁷⁰⁾。

一方、存城・廃城を問わず、城郭内には多くの士族が居住していたが、士族たちはこれまでは藩主から与えられた土地に無税で居住していたのが、納税の義務が生じることになった。廃城については、土地の払下げを受けられれば所有権を認められ引き続き居住できたが、存城に居住している者は、屋敷の敷地が拝借地となり、その土地が陸軍省により兵営や練兵場の建設に必要と判断されれば立ち退かされることになった。

2) 城郭の管理

陸軍省は、明治6年2月15日、府県に「全国城廓其他軍事ニ関涉スルノ箇所不用之分一切被廢、必用之分ハ別冊之通城廓ハ勿論軍事ニ関スル地立木建物共今般更ニ当省ニ管轄被仰付候ニ付、当分之内其府県へ預置候条、向後損毀死亡等有之節者所分之儀当省へ可伺出候既ニ鎮台所轄ニ相成候分者此例ニ非ス」と達し、城郭の管理については、一城廓之大小ニ不拘一ヶ所式人ツ、番人差出置厳重守護可為致事、但給料ハ壱人ニ付壱日金一朱白米六合宛、其他炭油并諸雜費ハ一ヶ所ニ付一ヶ月金壱兩相渡候間、其府県ニ於テ立替置追テ当省へ可申出候事」とした⁷¹⁾。存城となった城郭の多くは規模が大きかったから、これを僅か番人二人で管理するのは相当に無理な話であるが、兵営を置くまでの暫定的な取り扱

いの積りだったのかもしれない。

その後、陸軍省は、同年11月24日、布第265号で府県に鎮台が管内の存城を管轄することを伝え「全国諸城郭今般諸鎮台ニテ管轄致候就テハ自今城郭ニ係ル事件並番人給料等之儀ハ其所管鎮台へ可申立候此旨相達候事」⁷²⁾と達している。

(2) 府県庁との関係

当時、府県庁に使用されていた城は存城・廃城のいずれにも相当数存在した。版籍奉還後、藩が藩庁を城郭外に移した例が一部に見られたが、大半は依然として城内に藩庁を置いており、廃藩後も引き続き県庁を旧城郭内に置く例が少なくなかったのである。存城内にある府県庁については、城郭の存廃決定前から問題があった。典型的な例は群馬県庁である。同県は廃藩置県直後の府県統合で8県が統合して成立し、高崎城内に県庁を置いたが、城郭が兵部省管轄になり、高崎城に兵営を置くことになったので移転を余儀なくされた。群馬県は旧県の城郭・陣屋の中で規模が大きい前橋城を県庁とすることを決め、明治5年5月、太政官に伺い出た。太政官はこれを認め、同月27日、陸軍省に前橋城を群馬県に引き渡すように命じ、同県には前橋城に県庁を移し、岩鼻、伊勢崎、七日市、小幡の4陣屋を陸軍省に引き渡すよう命じている⁷³⁾。

存廃決定後も若松県庁、福島県庁、茨城県庁、筑摩県庁、三重県庁、京都府庁、飾磨県庁、鳥取県庁、島根県庁、山口県庁、福岡県庁などが存城内に置かれていた。中でも福島県庁は存廃決定後の明治6年11月に福島城を陸軍省から借受けて同城内に移転した⁷⁴⁾。

陸軍省も存城が営所として適当でないと認める場合や兵営建設が可能な代替地が得られれば城郭を県に引渡した。例えば存廃決定のわずか半年後の明治6年7月13日、山口城を付属の元兵学校などの施設、土地と共に大蔵省へ引き渡すことを願い出て許されている⁷⁵⁾。山口城は、幕末に毛利氏が築いて萩城から移転し、長州藩の藩庁、次いで山口県庁となったが、旧藩当時は正式には屋形と呼ばれており、敷地

も狭隘だったから他に土地を得て兵営を建設した方が有利と見たのであろう。山口県が陸軍卿山県有朋の郷里であることも影響した可能性がある。また、同8年5月8日、には筑摩県下桐村に兵営建築地を交付されることを願い出て、「許可之上ハ同国松本城存城一円不用ニ候間、総テ御返付致度」と申し出て許されている⁷⁶⁾。

しかしながら陸軍省は、兵営建設の必要があるときは存城内の府県庁に城外へ移転を求めた。内政を管掌する内務省も困惑して、明治8年1月、「府県庁地所之儀ニ付伺」⁷⁷⁾を太政官に提出して、府県庁の所在地や施設が適切でないものが少なくなく、ことに「京都府、飾磨県、三重県、筑摩県、福島県之如キハ陸軍所轄存城内ニアルヲ以テ便地ヲ選定シ他ニ移転セント欲シ、愛知県、岡山県、広島県、白川県等之如キハ城外ニ移シ一時僑居之容ナルヲ以テ新築造営ヲ図ラントス」と述べて指示を仰いだ。しかし、太政官は左院の意見も求めたが、「官民費ノ多端ナルニ際スレバ」として府県庁の移転には消極的で、「伺ノ趣、陸軍所轄存城内ニ在テ同省ヨリ即今移庁ヲ要候府県ノミ他ニ仮庁ヲ設ケ、其他ハ従前ノ儘差置候ト可心得事」と指示している。その後も飾磨県庁、福岡県庁などが城外へ移転した⁷⁸⁾。

(3) 士族屋敷の処分

存城内にある士族屋敷地は、士族にとっては先祖が主君から与えられたもので、長年居住し、明治8年3月の内務省伺にも「私有地同様之儀」(存城内居住貫族邸地之儀伺)⁷⁹⁾と記されているように私有財産のように思っていたのが拝借地となり、いつ陸軍の都合で立ち退きを求められるか分からず不安な生活を送っていた。政府もその点は理解していたから、「兵営建築之砌ニ至リ有用之分ハ代地無代価ニテ相渡私有ト相定、相当移転料被下、無用之分ハ其儘私有地ニ可被成下」(拝借地処分方向)⁸⁰⁾と成規して、移転の場合はそれなりに補償を考えていたが、士族にとっては立ち退かされるのか、将来もそのまま居住できるのか明確でないのが不安であった。

例えば、佐倉城内に居住していた士族たちの例を見ると、明治7年に射的場用地として鷹匠町居住の士族が移転させられた⁸¹⁾。ところが翌8年、城内に建築中だった兵営が落成して歩兵第二聯隊第一大隊が入営すると、今度は大手内に練兵場を造営することになり、大手内に居住していた多くの士族が移転させられた⁸²⁾。

このような不安定な状態を続けるより、むしろ替地や移転料を貰って移住した方が良いと思うのが人情である。明治7年5月2日、愛媛県から、宇和島城内に居住する士族の中には、将来の都合を慮り、移転して地所を返上したいと願い出る者がいるので、各自の都合で移転する場合も相当の移転料を出してもらいたいとの上申があった。内務省は、同年6月22日、「情体愍然之至ニ有之候間」として、県官に問い合わせたところ移転料として三分の一あるいは半分も一時に下されたら「於貫族ハ悦服可仕趣ニ有之」と述べ、「特別ノ御詮議ヲ以テ各自都合ニ寄引払願出候者ニハ地所ハ相当之換地被下、移転料ハ引移入費全額之半数ヲ被下可然存候」として、なお、「尤此比類之如ハ他県々ニ於テモ可有之儀ニ付、何レモ同一ノ御所分相成候様致度」と太政官に伺い出た。同年8月30日、太政官は「相当換地渡、移転ノ諸費全分可被下候」と指令した⁸³⁾。

このほか、存城内に居住する士族が移転した例としては、名古屋、丸亀、高崎、新発田、小倉城があったが⁸⁴⁾、佐倉城を含めて内務省（実務は所在府県）が士族と交渉して代替地や移転料を支給した。

ところが明治8年、姫路城に歩兵第十聯隊の兵舎が建設され、中曲輪に練兵場を建設することになったが、飾磨県が取り調べた結果、代替地とする公有地がなかったので計上した地代金を含めて移転料等を算出したが、その負担を巡って陸軍省と内務省が対立した。同年10月4日の太政官達によって、新たに会計年度が定められ、各省の年間予算が配賦されてその厳守を命ぜられたうえ、「自今屯所練兵場等買上候節モ右額金ノ内ヲ以テ一切支弁候儀ト可心得」と指示されていたので、内務省は陸軍省が地代

金等を支弁するよう主張した。太政官もこれを認めたが、陸軍省は、これまで移転料等はすべて内務省が支弁していたので予算に組み込んでいないこと、土地は陸軍省管轄で人民に貸与していたものを返還させるので買上ではないと主張し、結局、陸軍省の主張が認められて、明治9年6月19日、当時交渉が行われていた広島城内居住者の移転料や同城内の旧遷舎買上代金と共に大蔵省が非常予備金から支出することで着落した⁸⁵⁾。

しかし、姫路城では城内に居住していた士族の大半が城外に移転したことから、一部の士族が取り残され、修繕をすることもできないまま朽廃した屋敷に住み続けた。ついに明治11年3月、最後に残った士族112名が窮状を訴え、地代と移転料の支給を受けて移転するか、地券を与えて屋敷地を私有地と認めるよう兵庫県に嘆願した。これを受けて内務省は士族に地券を交付する案を支持し、太政官もいったんこれを認めて明治13年2月に陸軍省と協議のうえ士族に地券を渡すよう指令したが、陸軍省は強硬に反対した。理由は「該城郭内地之儀ハ同省ニ於テ将来必須要塞之目途有之土地ニ候処」で、「純然タル私有地ニ帰シ候上ハ各自々由之儀ニ付、地形之変換モ有之、自然防禦線上障害不尠」⁸⁶⁾として、城内に私有地を認めれば将来の要塞建設に支障をきたすことを懼れたものであった。陸軍省が城内に私有地を認めることへの危惧が強かったことは、既に地券を与えられていた秋田城内の士族邸地を前年の明治12年に買い上げ、移転料を支給して移転させたこと⁸⁷⁾でも窺われる。陸軍省は姫路城内の士族邸地についても秋田城と同じく買い上げることを主張し、最終的に明治14年9月、士族に地代金と移転料などを交付して移転させることで解決した⁸⁸⁾。

明治10年3月31日、陸軍省達乙第94号⁸⁹⁾によると、存城内にある兵営は、東京を除くと、高崎城内、佐倉城内、新発田城内、名古屋城内、大阪城内、姫路城内、丸亀城内、広島城内、小倉城内の9ヶ所である。その後、福岡城や豊橋城が歩兵聯隊の営所になったが、明治11年に豊橋城内居住の士族に移転料を支

給して移転させている⁹⁰⁾。

(4) 城郭建築物の破壊

存城のうち、鎮台や営所となった城については兵営建築のために建物が取り壊されたものは少なくなかった。例えば、名古屋城は廃藩直後に二の丸の櫓・多門が取り払われ、二の丸御殿は明治6年に取り壊されて跡地に歩兵第六聯隊の兵舎が建設された。三の丸も同年に諸門が取り壊され、郭内にあった1,000石以上の大身の家臣の屋敷は取り払われ、天王社、東照宮は城外に移転して逐次兵営が建設され、本丸のみが御殿は鎮台の本営、天守、櫓・多門は兵舎・倉庫等に利用された⁹¹⁾。また姫路城は、明治8年に本城・向屋敷・東屋敷が取り壊され歩兵第十聯隊の兵舎が建設されたが、天守をはじめ本丸・二の丸・西の丸の櫓・多門・諸門は保存された⁹²⁾。

仙台城の場合は、二の丸は鎮台本営に使用されたが、青葉山にある本丸は、明治8年に御殿大広間などの建物は取り壊して払い下げられ、礎石や石垣の上層部分は榴ヶ岡の歩兵第四聯隊兵舎の建設に使用された⁹³⁾。佐倉城のように兵営を建設した際に櫓や門などを取り壊した例もある⁹⁴⁾。もっとも営所が置かれた存城でも小倉城のように慶応2年8月1日、第二次長州役で敗れた小倉藩が自ら火を放って城を放棄したために建物が失われていたものもあった⁹⁵⁾。

また、鎮台や営所が置かれなかった存城については、陸軍省によって建物を取り壊した例があった。明治10年(1877)以前に全城の建物が失われた例は、火災によるものを除くと、明治7年に会津若松城⁹⁶⁾、盛岡城⁹⁷⁾、同8年に松江城(天守を除く)⁹⁸⁾、徳島城⁹⁹⁾があり、西南戦争が終結した明治10年以後、同11年に彦根城(天守などを除く)¹⁰⁰⁾、同12年に鳥取城¹⁰¹⁾、同17年に高松城天守¹⁰²⁾、同19年に津城¹⁰³⁾がそれぞれ取り壊されている。また松本城については、明治4年に天守を除く建物の大半が払下げのうえ取り壊され¹⁰⁴⁾、岡山城については、明治15年までに天守(付塩蔵)・月見櫓・西丸西手櫓・石山門を除く建物が取り壊されている¹⁰⁵⁾。和歌山

城は建物を逐次取壊していたが、明治18年に二の丸御殿を解体して大阪城本丸に移築し、紀州御殿と呼んで鎮台本部の庁舎にしている¹⁰⁶⁾。

これらの諸城の払下げにおいて、松本城天守が市川量造、松江城天守が勝部元右衛門、高城権八の尽力によって取り壊しを免れたことは良く知られているが、彼らの保存活動を伝えるものはいずれも当時の地方新聞(前者は信飛新聞¹⁰⁷⁾、後者は松陽新報¹⁰⁸⁾)の記事であって、官側の記録はない。松本城の払下げは明治4年の後半から翌5年初めのことであって、まだ城郭の存廃が決まっていなかった時期であり、払下げが陸軍省の決定によるものか否かも判然としない。旧藩当時の決定を廃藩後に筑摩県が実行した可能性もある。そのほかの存城の取壊しについても、建物の払下げがどのような理由で決定され、どのような経緯で実行されたのか殆ど明らかではない。

例えば、鳥取城の場合、明治11年に入札払下げ、翌12年に取り壊されたとされているが、その経緯を明らかにする資料は発見されていない¹⁰⁹⁾。ただ若松城については、当時の若松県権令沢簡徳の進言によるものであったことが、明治6年12月8日付の右大臣岩倉具視あての「旧若松城廢毀之儀ニ付建言」¹¹⁰⁾によって知られる。沢はこの中で「当県旧若松城モ保存ノ部分ニ相成候処、戊辰戦争ノ砌砲煩ノ撃碎兵馬ノ蹂躪ヲ蒙ムリシヨリ以還更ニ修繕ヲ加ヘサルガ為メ門楼敗残雉堞落剝一見慘然ニ堪ヘサルノ景況アリ、之ヲ經過望見スルヤ縦令ヒ行人旅客タリトモ今昔ノ感ナキニアラス、況ヤ旧会流離ノ士民ニ於テオヤ、頃日旧会士族共逐日青森県ヨリ当管内ヘ移住相成候得ハ悪ヲ知ラン頑陋ノ輩門楼ノ敗残雉堞ノ落剝等ヲ望見シ悲愴感慨起コサザラン」として「故ニ風雨ニ暴ラシ零替ニ任センヨリハ寧口之ヲ廢毀シ追テ分営御創立被成候ハ唯々修繕無用ノ費ヲ省クノミナラス士民悲愴ノ心ヲ消シ可申」と述べて若松城の廃棄を進言している。

旧幕臣であった沢は、若松城の荒廃を見て移封先の青森から帰還した旧会津藩士らが政府に対する反

感を深め、不穏な行動に出ることを危惧していたのである。このような観点から明治10年以前に取り壊しが行われた諸城の旧城主をみると、盛岡城主は会津藩と同じく新政府と戦って厳しい処分を受けた南部家であり、松江城主は徳川家の一門で、その向背に疑念を持たれた松平家であった。また徳島城を居城とした蜂須賀氏は、版籍奉還後に重臣で淡路洲本城代だった稲田氏と争い、いわゆる稲田騒動を起こして、多くの藩士が処罰され、淡路を失っている。士族反乱を懼れた明治政府にとっていずれも懸念を持たれていた地域だったのである。

6. 廃城の処分と変遷

(1) 廃城の処分

廃城を引き継いだ大蔵省は、明治6年2月23日、達第20号¹¹¹⁾で府県宛に太政官達の「諸国存城調書」を添付し「全般城塞等ノ儀ニ付相違候次第モ有之候処、各地方旧城郭ノ内別紙陸軍省所轄ヲ除ノ外総テ当省ノ所轄ニ被仰付候条、各管内ニ有之候城郭陣屋練兵場等其他従前軍事ニ属セシ分ハ、反別建物ノ広狭並ニ樹木等迄詳細取調絵図面相添来ル三月十五日マテ無遅延届出此段改テ相違候事、旧陸軍省ニテ兵隊弾薬差置、即今難引払場所ハ追々領収ノ運ニモ可至候得共、本文反別等ノ儀ハ将来着取ノ目途ニモ相係候ニ付、右等ノ場所モ無洩取調可申、尤在留ノ官員ヘハ其趣打合不都合無之元禄可取計事」として、府県管内の城郭・陣屋・練兵場等の軍事施設について反別、広狭、並びに樹木などまで詳細取り調べのうえ絵図を添えて3月15日まで遅延なく届け出ること、陸軍省で兵隊、弾薬を置いているため直ちに引き払いができない場所についても、反別等は将来処分が目途ともなるので漏れなく相調べること、もっとも在留の陸軍省官員へはその趣を打ち合わせて不都合のないように取り計らうべき旨を指示している。存城調書だけ添付したのは、前述したように廃城調書の正確性に問題があったからであろう。なお、府県に対しては、後述する萩城や津山城の例に見るように別途大蔵省から個別に当該府県内の廃城関連

施設の明細を通知している。

大蔵省では、府県の報告に基づき同年5月17日、達第80号¹¹²⁾をもって府県に「本年当省第廿号ヲ以テ及布達置候当省所轄ノ旧城郭・陣屋・練兵場等ノ建物木石等悉皆相当の代価取調来ル六月中ヲ限り可差出候事、但即今県庁等ニ相用候分ハ其旨ヲモ可申出事」と達し、旧城郭、陣屋、練兵場等の建物、木石などのすべてについて相当の代価を取り調べて6月中旬に提出すること、ただし、現在県庁などに使用しているものはその旨を申し出るよう命じている。

城郭の払下げについては、明治5年5月24日、「官舎払下規則」(太政官布告第167号)¹¹³⁾が制定され、その第3章で「一城郭並廃県庁又ハ官宅ヲ以テ当時枝庁等ニ相用儀分ヲ除キ旧役所或ハ役屋敷ノ明家共不用ノ分ハ総テ其処入札ヲ以テ払下可取計事」とされていたが、廃城の払下げ処分に備えて明治6年3月4日、太政官布告第84号により改正されて「官舎払下ケ規則」¹¹⁴⁾となり、第1章に「城郭並県庁官舎官宅不用ノ分ハ家作地所區別イタシ何レモ入札ヲ以テ払下ケ可取計事」と定められた。

一方、政府部内では大蔵省が財政と内政を管掌し、強大な権限を有していることを批判し、内政を担当する官庁の設置を求める意見が強くなり、同年11月10日、地方行政を管轄する内務省が新設され、太政官布告第375号によって布告された¹¹⁵⁾。内務卿には大久保利通が就任した。これに伴い土木工事や営繕を管轄する土木寮も大蔵省から内務省に移管されたので、廃城の処分については、府県が内務省の指揮を受けて行うこととなった。

(2) 払下げの実例

廃城が処分された例として最も規模が大きい城郭であった長門萩城と美作津山城について、その経緯を記してみよう。

1) 萩城の払下げ

萩城については、明治6年2月2日、大蔵省から所在する山口県に対して「其県内ノ城塞并ニ兵庫等は迄陸軍省管轄ノ内、今般別紙ノ分当省管轄被仰付候条、此旨相違候事、但城地ノ反別并ニ建物、立木

等詳細取調図面相添当二月中無遅滞可申出事」と達した。別紙のうち萩は、城郭一、練兵場二、火薬庫三、撃剣場二が記載されていた。更に大蔵省は、同月23日、前記達第20号で廃城の詳細取調を命じた。これに対し、山口県では萩城を含む廃城とされた県内の城郭、陣屋を調査のうえ同年4月17日、大蔵省に報告した。

大蔵省は、同年5月17日、前述した達第80号をもって旧城郭、陣屋、練兵場等の建物、木石などのすべてについて相当の代価を取り調べて6月中に提出することを命じたが、更に同年10月28日、萩城について「書面萩城郭之儀ハ建物而已入札ヲ以可払下条、三番札迄右添可伺出、地所石垣樹木等ハ在来之儘存置不取締無之様可心得、且旧県庁及支庁ニ使用候分ヲ徐、其他悉皆払下之積ヲ以、地所石垣樹木区分ヲ立入札之上前同様伺出候事」と達し、城内の建物のみ入札し、三番札まで添えて伺出ること、地所、石垣、樹木などは従来どおり残し置き、県庁および支庁に使用している分を除き、悉く払下げの積りをもって地所、石垣、樹木を入札のうえ伺い出ることを命じた。注意しなければならないのは、このとき大蔵省が払下げを行ったのは建物のみであって、地所・石垣・樹木は払下げの対象にならなかった。

山口県は、指令に基づき、萩城その他の入札を行ったが、前述したように同年11月に内務省が設置されたので、翌7年3月22日、入札の結果を内務省に報告した。これによると長門国阿武郡萩の旧城郭構内の天守、櫓、門など22棟が1,348円3銭、同国同郡萩・川島庄旧練兵場構内の兵営、鎗剣場など7棟が162円61銭6厘、同国同郡萩・椿東分中小畑村の火薬庫1棟が82円67銭、同国同郡・椿西分山田村の火薬庫1棟が39円58銭、同国同郡・椿東分川上村の火薬庫3棟が133円、合計金2,913円79銭5厘であること。二番、三番札のもの共まで吟味を遂げたがこれ以上の増金では買受け望みが無く、相当の代価と考えるので、許可を得られれば右金取立て、大蔵省国債寮へ上納すること。なお、跡地の儀は先般仰せ出された家禄奉還の者へ授産資本のため、払い下げる積り

で取り調べ、相伺う次第である旨申し立てており、城跡の土地は家禄を奉還した士族の授産資本として払い下げる見込みであった。萩城の建物のうち天守は1,013円50銭で安田豊植が落札しており、払下げ金額の大半を天守が占めていた。

これに対し、内務省は、同年5月15日、払下げの実施と代金の国債寮上納を指令したので、山口県は同月30日、行政区である大区に沙汰して萩城などの建物の取壊しを実施した¹¹⁶⁾。

2) 津山城の払下げ

津山城については、所在する北条県の参事（県令は欠員）淵辺高照（群平）は旧薩摩藩出身であったから、越前松平家嫡流の旧津山藩に対する警戒心が強く、積極的に津山城の取り壊しを図っていたようである。城郭がまだ陸軍省の管轄下にあった明治5年6月5日、巡回の陸軍省官員の指示を受けて津山城の入札払下げを布告し、庶民に城郭の縦覧を許したが、応札する者はなかったといわれ、払下げは実行に至らなかった。

城郭の存廃が決定したのち、大蔵省は、翌明治6年2月23日、北条県に対し前記達第20号を発し、また同県管内の津山、真島（旧勝山）両城が廃城になった旨を通知した。北条県は、同月28日、「旧津山真島城郭内地所払下御届」を大蔵省に提出して「当県管内津山・真島城郭内貫族邸宅并に官舎・地所・建物共御規則之通処分仕度」として届け出たが、大蔵省の承認を得られなかった。大蔵省は、同年5月18日、前述した達第80号をもって旧城郭その他の建物木石代価を取り調べて提出するよう指示したので、北条県は同月25日、「旧津山城郭内反別并ニ建坪立木取調」調書と図面を大蔵省に提出した。調書には郭内総坪数、天主、櫓門、倉庫、仮県庁、京橋門内中学校并に旧軍務局その他総ての建物、立木五尺廻り以上65本、五尺廻り以下の松・樅・杉・檜・檜・雑木346本が記されていた。更に小田県は、同年9月3日、大蔵省に「旧津山城郭建物木石悉皆代金千二百五十円位、旧真島城郭同断代金四百七十七円位」ならば引請ける旨申し出があったと報告している。

これに対し、大蔵省は「書面旧津山・真島両城建物の儀ハ、入札払下取計絵図并三番札迄相添、代金土木寮へ可相納、尤地所、石垣、樹木等ハ従前之儘存置候条、不取締無之様注意可致事」と指令した。

小田県は、指令に基づき同年10月25日、津山城郭建物の入札を布告し、11月4日より7日まで見分を許した。払下げ建物は、天守以下櫓・門・堀・政庁などを一番から二十五番に分けて入札させた。しかしながら入札者は甚だ少なく、予定通り落札させることは出来なかった。津山県は同年12月22日、大蔵省に入札の員数が甚だ少なく、每番三番札迄差出運びに致し兼ねるとして、「達仕方不行届ニ相見候得共、畢竟僻陋之土地柄取捌方ノ目途無之」と弁解し、特に第十三番の箇所（月見櫓・天切櫓など）は大破して入札が一枚もないので取り壊し、その他は高札の者、または入札が一枚の者は「此儘払下可然哉」と伺い出て許可を求めている。

翌7年5月29日、内務省から払下げを許可されたので、津山城の建物は、代金1,125円で慶助、岩吉兩名に払い下げられ、同年春から取り壊しに着手し、翌8年3月に終了した¹¹⁷⁾。

(3) 士族授産と廃城

廃城の処分について注目されるのは、前述したように払下げの対象となったのは、建物のみであって、地所、石垣、樹木はそのまま残されたことである。前述した萩・津山両城について大蔵省は「尤、地所・石垣・樹木等ハ、従前之儘存置候条、不取締無之様注意可致事」と指令している¹¹⁸⁾。他の廃城についても同様の指令がなされたのであろう。政府が廃城をすべて破壊するのではなく、城郭としての形態をある程度維持しようとしていたことが窺われる。

しかしながら政府は、廃城の石垣などをすべて保存したのではなく、必要があれば建築用材等に転用することを容認した。明治6年10月4日、大蔵省は「勢州桑名故城石垣払下之儀伺」¹¹⁹⁾を提出し、三重県が上申した管内四日市村戸長稲葉三右衛門らが自費で施工している四日市港の波戸場修築の用材に桑名城石垣を充てたいとして、同城は廃城で取毀しに

差支えなく、かつ波戸場修築は有用で公益衆利の一端ともなるとして払下げを願い出て許可された。現在、桑名城には外郭を除いて石垣が殆ど残っていないのはそのためである。

また、政府が地所の払下げをしなかったのは、士族の家禄奉還を促進するため、廃城を士族授産の資本として払い下げる目的があったからである。版籍奉還ののち、政府は明治2年12月2日の太政官布告¹²⁰⁾で家禄の制を設け、従来の中・下太夫以下の武士の称号を廃して総て士族・卒とし、元の禄高に応じた禄制を設け、知行所を有する者は土地させ、すべて廩米で支給することとした。士族で政府の官吏や軍人になった者は一部に過ぎず、大半は廃藩置県後も府県に属し、家禄に頼って生活していた。徴兵制が実施されると武職としての士族の存在意義は殆どなくなった。家禄は戊辰戦争で戦功を立てた者へ与えられた賞典禄と併せると政府支出の三分の一ないし四分の一を占めたので、政府は士族に家禄を返上させて財政負担を軽減しようと図り、明治4年12月18日の太政官布告¹²¹⁾で在官者以外の華士族卒に帰農商を許して、自力で生計を立てさせようとした。更に、同6年12月27日、「華士族禄税則」(太政官布告第424号)¹²²⁾を定め、明治7年以後、家禄に応じて華・士族に課税することとし、また同日の太政官布告第425号¹²³⁾で「華士族卒在官ノ外、自今農工商ノ職業相當候儀被差候、去ル明治四年辛未十二月布告候処、薄禄ノ者資本金無之ヨリ其志ヲ遂ケ兼候輩モ有之哉ニ相聞候ニ付、特別ノ訳ヲ以テ別冊ノ通方法相設、家禄賞典禄百石未満ノ者ニ限り奉還聞届候条、望ノ者ハ其管轄庁ヘ可願出」として、別冊の「家禄奉還ノ者ヘ資金被下方規則」(太政官布告第426号)¹²⁴⁾により家禄・賞典禄百石未満の者が奉還を願い出たときは、産業資本(帰農商の資金)として永世禄は6ヶ年分、終身禄は4ヶ年分を半数は現金で、半数は公債で一時に下賜することとした。また別紙の「産業資本ノ為メ官林荒蕪地払下規則」により「家禄奉還資本金受取候者、農業或ハ牧畜業營業ノ為メ官有ノ田畑、城郭跡、屋敷跡、並荒蕪地、

山林等払下相願、地元村方、組合村方又ハ政府ニ於テ故障無之分ハ相当価額ノ半額ヲ以相渡スヘク候条」(第1条)、「城郭跡、屋敷跡ハ鍬下トシテ十ヶ年ノ間、荒蕪地ハ十五ヶ年、山林開墾ノ分ハ二十ヶ年免税タルヘシ」(第8条)と定めて、農業・牧畜業を営む奉還者に対しては、城郭跡・屋敷跡を含む官有地を時価の半額で払下げ、一定期間免税にする優遇措置を講じて家禄奉還を促している。屋敷跡とは陣屋や要害の跡地を含むものであろう。なお、鍬下は開墾が成功するまでの期間を指す。更に政府は、翌年11月5日、太政官布告第119号¹²⁵⁾で前記資金被下方規則を改正し、士族以下百石以上の者の奉還にも適用することとした。

これらの優遇措置はある程度効果を上げ、人員については三分の一、金額では四分の一の士族が家禄を奉還した。しかし、城跡地などの払下げが、必ずしも政府の思惑通り士族の授産に役立ったとは言えないようである。津山城の場合を見ると、明治8年2月5日、北条県により県内の家禄奉還士族に官有地の払下げが行われ、津山城の内堀は柴土居、立木と共に士族らに払い下げられた。しかしながら明治20年(1887)ころには内堀の地所は殆ど士族の手を離れて地元の企業資産家の所有になり、その後埋め立てられている。その経緯は明らかではないが、堀を自力で埋め立てて開墾するのは士族の手に余ることであり、大半は鍬下年季のうちに手放している。中には士族以外の者が士族の名義を借りて払い下げを受けた例もあったといわれる¹²⁶⁾。「士族の商法」という例えが示すように事業能力を有する士族は少なく、士族授産は失敗に終わったものが多かったのである。

(4) 官衙としての廃城

既述した明治6年5月17日の大蔵省達第80号に記載されているように県庁等に使用されている廃城は払下げの対象外とされた。廃城についてみると、例えば、佐賀城に佐賀県庁、府内城に大分県庁、富山城に新川県庁、前橋城に群馬県庁、土浦城に新治県庁、一関城に磐井県庁が置かれていた。これらの県

庁のうち現在も城跡に所在するのは群馬県庁のみであるが、佐賀、府内、土浦の各城跡には櫓や門などの遺構が残っている。もっとも新川県庁の場合は、廃藩置県後の府県統合によって設置された時に富山城が陸軍省管轄下にあったので、やむなく魚津に仮庁舎を置いたが、県内の西北に偏在して不便であったので、富山城が廃城となったのを機会に明治6年8月に移転を願い出て同城内に移転し、藩主御殿の一部を庁舎としたものである¹²⁷⁾。また、群馬県庁は前述したよう高崎城と交換するかたちで前橋城を県庁としたが、明治6年6月、入間県と合併して熊谷県となり、県庁を熊谷、支庁を高崎に置いた。明治9年8月、旧上野国を管内とする第二次群馬県が成立すると高崎市内の安国寺を仮庁舎としたが¹²⁸⁾、狹隘で不便であったことから、同年9月、既に本部中学校として払い下げられていた前橋城の御殿建物を借り上げて仮庁舎とすることを願い許され、同14年2月、正式に県庁と認められ、庁舎を敷地とも買収した経緯がある¹²⁹⁾。

一方、明治5年8月3日、司法省職制並事務章程(司法職務定制)¹³⁰⁾が制定され、司法省裁判所、府県裁判所、区裁判所が置かれ、関東地方を手始めとして逐次各地に裁判所が設置された。これらのうち府県裁判所は、府県の聴訟課・断獄課の事務を吸収して設置されたが、その過程で廃城内に裁判所が置かれた例も見られる。例えば、新治県は土浦城本丸に県庁、藩主の居所であった外丸に聴訟課・断獄課を置いていた¹³¹⁾。明治5年8月12日、新治県を管轄する新治裁判所が設置されると、太政官は翌6年8月9日、大蔵省に「新治県庁内ノ外丸ト唱候建物同所裁判所ニ相用候条司法省へ引渡候様同県へ可相達事」¹³²⁾と達して外丸を司法省へ引き渡させている。その後、同8年8月、新治県が廃止されて茨城県に統合されると、本丸に茨城県土浦支庁が置かれた。同11年(1878)11月、土浦支庁は廃止され、本丸に新治郡役所が置かれたが、同17年3月3日、失火により本丸御殿、東櫓は焼失した¹³³⁾。他方、新治県の廃止により新治裁判所は茨城裁判所新治出張

所と改称され、その後、数回の改称を経て明治23年(1890)11月、裁判所構成法(同年法律第6号)の施行によって水戸地方裁判所土浦支部となり、現在に至っている。裁判所庁舎は旧外丸御殿を使用していたが、明治38年(1905)3月29日、放火により焼失した¹³⁴⁾。

県庁の跡地を裁判所の敷地とした例として松本城がある。松本城二の丸御殿は、廃藩後松本県庁、次いで筑摩県庁として使用されていたが、明治9年6月19日早朝、人民控所から出火して全焼した¹³⁵⁾。筑摩県も同年8月21日、太政官布告第112号により廃止され、管内の飛騨国は岐阜県、信濃国の地域は長野県にそれぞれ合併された¹³⁶⁾。ほぼ時機を同じくして同年9月13日、太政官布告第114号により府県裁判所を廃止して地方裁判所が置かれ、長野県と岐阜県を管轄する松本裁判所が設置された¹³⁷⁾。司法省は内務省と協議のうえ松本裁判所敷地として松本旧城外濠敷内の土地を太政官に上申して認められ¹³⁸⁾、同11年6月、二の丸に松本裁判所庁舎が竣工した。同裁判所はその後数回の改称を経て裁判所構成法の施行により長野地方裁判所松本支部となったが、昭和53年(1978)8月、城外に移転した¹³⁹⁾。現在、跡地は史跡公園として整備され二の丸御殿の倉庫が現存する。

(5) 海軍施設転用の試み～三原城の場合

官衙転用の珍しい例は、海軍省が鎮守府の用地として廃城の利用を試みたことである。海軍省は、地方を管轄する提督府を置くことを計画し、瀬戸内海の要港にあり、戦国時代から水軍の根拠地として知られた三原城に着目した。草創期の海軍省の幹部は、勝安芳(海舟)はじめ幕府海軍出身者が多かったので、旧幕府海軍が海軍所を江戸城の浜御殿に置いていたことから思いついたのであろう。明治6年3月11日、海軍大輔勝安芳は、正院に「備後三原城之儀ハ提督府ニ的当之地位ニシテ往々御取設相成度存候ニ付、兼テ此旨相含石垣等御取毀無之様大蔵省へ御達相成居候致度」¹⁴⁰⁾と申し出て認められた。海軍省は実地調査をしたうえ同年7月2日、「提督府取

立用地ニ備後三原城御渡相成度段伺」¹⁴¹⁾を提出して正式に三原城の交付を願い出た。ただ海軍省が必要としたのは城郭全部ではなく、図面に朱引きをした港に面した部分であった。三原城は存廃決定前の明治5年に建物・木石の払下げ入札が行われ、既に城内に居住する旧城主浅野氏の旧臣に土地の一部が払い下げられていたので¹⁴²⁾、海軍省は「尤其中人民へ御払下相成居候場所モ有之候得共、右ハ県官ト打合相当之代価ヲ以買入候心得」と述べている。太政官は何を認め、大蔵省に「備後国三原城別紙図面朱引内ノ地所建物共海軍省へ可引渡事、但朱引内士民私有ノ地所家作等同省定額金ヲ以テ買上ノ筈ニ候事」¹⁴³⁾と達した。海軍省は城地の一部を海軍省用地として買収した。

しかし、海軍の方針は転々とした。明治8年12月17日、海軍省は提督府を廃止し、「更ニ当省所轄トシテ東海鎮守府ヲ横須賀港ニ、西海鎮守府ヲ長崎港ニ御取設ケ被成度」¹⁴⁴⁾と願い出て認められた。更に海軍省は、明治11年(1878)3月30日、「西海鎮守府仮設之儀ニ付御届」¹⁴⁵⁾を提出し、東海鎮守府を横浜に仮設したので、西海鎮守府は九州地方に適当な良港がないので、中国・四国とも便の良い場所として、当省所轄の三原旧城に仮設したと届出た。翌12年2月に海軍卿川村純義が三原城を視察している¹⁴⁶⁾。同月4日付の東京日日新聞は「明五日河村海軍卿は、明治艦にて備後地方に赴かれ、西海鎮守府となるべき三原の旧城を巡視せらるゝ由」¹⁴⁷⁾と報道している。西海鎮守府が三原城に置かれることは決定したように見えたが、実施されなかった。近代海軍の基地として戦国時代の水軍の城を転用する構想が無理なことが次第に明かになったためである。明治19年4月22日、「海軍条例」(勅令第24号)¹⁴⁸⁾が制定され、全国を5海軍区に分け(第6条)、各海軍区の軍港に鎮守府を置いて軍区を管轄することと定めた。同年5月4日、勅令第39号¹⁴⁹⁾により第二海軍区の鎮守府を安芸国呉港に置くこととされた。

無用となった三原城の建物は、明治24年(1892)

に取り壊され、同26年、本丸跡に三原停車場を開設し、城内を貫通して山陽鉄道が敷設された¹⁵⁰⁾。

(6) 教育施設としての廃城

廃城の利用として、注目されるのは学校である。廃藩置県直後の明治4年7月18日、教育行政を専任する文部省が設置された¹⁵¹⁾。同省は、欧米の教育制度の調査研究を進めると共に、同年12月、南校・東校の教職員である前記箕作麟祥ら12名を学制取調掛に任命して教育制度の基本規則となる学制の起草に当らせ、成案を太政官に上申した¹⁵²⁾。

翌5年8月2日、太政官布告第214号¹⁵³⁾をもって「学制」が頒布された。学制は、フランスの制度を基本として学区制をとり、全国を8大学区（のち7大学区）に分けて区毎に大学校を置き、一大学区を32中学区に分けて区毎に中学校を置き、1中学区を210小学区に分けて区毎に小学校を置き、合計8大学校、256中学校、53,760小学校を設立することを規定し、また教員を養成する師範学校を設置した。特に初等教育である小学校を重視し、「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス」（第21章）として、尋常小学校を上下二等に分け、各在学年限を4年とし、「此二等ハ男女必ス卒業スヘキモノトス」（第27章）と定め義務教育とした。

従って、学制の実施に当たっては、まず小学校の設立に重点が置かれ、頒布後、数年のうちに全国に多くの小学校が設立された。その母体となったのは江戸時代から続く寺子屋や私塾であった。政府は、学制で、私学、私塾及び家塾の設立を認め、明治6年3月13日、文部省達第27号¹⁵⁴⁾で「教化ノ儀ハ至急ノ要務ニ候得ハ各地方ニ於テ夫々着手可相成ハ勿論ニ候、就テハ神官僧侶ニ於テモ有志ノ輩ハ其社寺内ニ中小学校相開候儀不苦候条、此段相違候也、但中小学校相開候者ハ学制ニ準拠可有之事」として社寺の境内に学校を開設することを許している。寺院を最初の校舎にして開校した例は多くみられる。また旧藩の藩校は多く中学校の母体となり現在も藩校の名称を踏襲する高校が各地に見られる。

一方、政府は官立の学校の設立に努めた。学校設立の費用は「凡学校ヲ設立シ此ヲ保護スルノ費用ハ、中学ハ中学区ニ於テシ、小学ハ小学区ニ於テ其責ヲ受タルヲ法トス」（第98章）とし基本的に地元学区の負担としたが、「教育ヲシテ普及ナラシムカ為」府県に委託して学区に補助金を支出し（第99章）、これを「小学校ヲ設立セシメン為学区積金ノ幾分ヲ助ケ学区ニ托シ其ノ使用ヲ為ス」事を認めた（第100章）。明治6年1月13日、文部省達第8号¹⁵⁵⁾で「官立学校設立例文例で学校設立の際は、府県から文部省へ学校の位置、名称、学科、教則、校則、舎則、教員履歴・給料、生徒員数、生徒授業料、学校費用などを記載し願ひ出ることを定めている。また、校舎の敷地については、明治7年9月30日、太政官達第131号¹⁵⁶⁾で「学制中ニ掲載ノ中小学区学校設立ノ数ヲ限り学校地所トシテ中学ハ千坪、小学ハ五百坪以内ノ地ヲ無代価ニテ可下渡候条、無税官有地ニ於テ便宜ノ場所ヲ撰ミ内務省ヘ可申出、此旨相違候事」と達して、中・小学校設立に当たり面積を限って無税官有地を無償で下付することを許した。その結果、廃城となった城郭・陣屋を校地として多くの小学校が開設された。特に陣屋はその大半が学校として利用された。現在も陣屋の御殿、門その他の遺構を留める学校は各地に存在し、特に丹波市立崇広小学校とて使用されていた旧栢原陣屋（旧藩主織田氏・20,000石）は御殿表玄関、長屋門などの遺構を残し、史跡に指定されている。なお、大中小学校地は、民有地を除き官有地第四種とされ、地券を発行せず、地租を課さなかったが、区入費を課せられた。

陣屋を小学校とした経緯がよく知られる例として今尾陣屋（旧藩主竹腰氏・30,000石）を校舎とした海津市立今尾小学校がある。明治6年5月12日、岐阜県から県内安八郡今尾村ほか10村の小学校義校開業願書が文部省に提出され、同月14日に許可された。今尾村の小学校は真澄第一舎（教員70人・生徒226人）で、旧今尾藩の藩校格知堂の建物を借用して開校していたので、旧藩校を含む今尾陣屋の敷地及び建物の下げ渡しを願ひ出た。岐阜県は取調べのうえ、

旧今尾陣屋、旧県庁並に元学校地1,340坪の内、500坪は小学校規則制限内で無償、残り840坪は制限外であるが、もともと高外地で廃藩後引き続いて小学校地に拝借しており、建物もあって切り離しがたい地形で、学校も追々盛大の見込みなので、一反40円（合計112円）の割合で払下げ、また同所の建物209坪5合は無償で払い下げたいとの副申を付して明治8年4月9日、内務省に伺い出て、同年6月5日、許可を得た。¹⁵⁷⁾同校は明治10年に今尾学校と改称している。なお、校舎に使用していた陣屋の御殿などの建物は、明治24年（1891）10月28日の濃尾大地震ですべて倒壊した¹⁵⁸⁾。

もっとも設立当初から城や陣屋を校舎に使用した例は少ない。例えば、天理市立柳本小学校の場合は、奈良県の柳本・渋谷両村が連合して第十七小学博文館を創立し、それまで寺子屋を開いていた旧柳本藩主織田氏（10,000石）の菩提寺専行院の庫裡を仮校舎として明治7年2月7日、開校し、同9年4月、柳本小学校と改称した。同年10月、就学生の増加で校舎が狭隘になったので、旧柳本陣屋の表向御殿の払下げを受けて翌10年4月29日に移転し、同11年5月、校地として陣屋の敷地500坪を無償で下賜された。陣屋の表向御殿は小学校の本館として使用されていたが、昭和41年（1966）新校舎を建設するに当たり檀原神宮境内に移築され、現在、同神宮文華殿となって重要文化財に指定されている¹⁵⁹⁾。

学校敷地として下付される官有地の面積が少なかったことから廃城に開校された例は少ないが、そのひとつに豊後日出城（旧藩主木下氏・25,000石）に開校された日出町立日出小学校がある。明治6年、日出城の本丸御殿を校舎として暘谷学舎（生徒数129人、のち暘谷尋常小学校と改称）が開校した。因みに暘谷は日出城の別名である。城の天守以下の櫓や門は同8年に大分県が入札のうえ払い下げたが、本丸東北隅の二重隅櫓（鬼門櫓）と東側の平櫓（裏門櫓）は取り壊しを免れ、教室などとして利用されていた。大正9年（1920）校名を日出尋常高等小学校と改称し、校舎の改築を行った際に敷地拡張

を行い、本丸周辺の土居を取り壊し、櫓も撤去することになったので、二基の櫓は有志によって買い取られ、いずれも城外へ移築された¹⁶⁰⁾。

旧藩校が廃藩後も私立中学校として存続し、廃城の建物を校舎に利用した例として、出羽松山藩校里仁館がある。出羽松山藩（旧藩主酒井氏・25,000石）は、明治2年6月、藩名を松嶺藩と改称し、同年10月に藩校里仁館を開校した。廃藩後の同4年8月、新屋敷に校舎が落成したが、同7年6月、校舎を松嶺町に譲って新設の小学校に充てた。その後、旧藩の米倉を借りて校舎にしたが、同11年2月、旧藩邸の長屋に移転して、私立開進変則中学校と改称し、間もなく遺存していた旧松山城大手門に移転した。同15年（1882）2月、校名を私立正心学校と改称して旧藩主酒井忠匡を校長とした。正心学校は太平洋戦争中に閉校したが、昭和20年（1945）秋ころ地元有識者らによって復活開校された。同23年3月、学制改革によってされ私立正心学校は閉校し、同年6月、旧正心学校校舎（大手門及び付属建物）を校舎として山形県立酒田第一高等学校松嶺分校が開校したが、同年11月廃止され、同年12月、同所に山形県立松嶺高等学校が設立された。同校は同56年（1981）4月、校名を松山里仁館高等学校と改称したが、現在は廃校になっている¹⁶¹⁾。以前は大手門に接続して校舎が存在していたが、現在は旧状に復元され、大手門は山形県有形文化財に指定されている。

（7）公園と廃城

近世城郭は城下町の中心部や、城下を一望する景勝の地に位置し、面積も広く公園に適していたから、廃城後に公園となったものが少なくなかった。特に後述するように明治20年（1897）代以降、存城が払い下げられると更に公園となるものが増え、桜樹が植えられ市民遊楽の場所として親しまれるに至った。

我が国で公園が制度として認められたのは、明治6年1月15日、太政官布告第16号¹⁶²⁾で「三府ヲ始人民輻輳ノ地ニシテ古来ノ勝区、名人ノ旧跡等、是迄群集遊観ノ場所、従前高外地ニ属セル分ハ永ク万

人偕楽ノ地トシ公園ト可被相定ニ付、府県ニ於テ右地所ヲ撰ヒ、其景況巨細図面相添大蔵省ヘ可伺出事」としたことに始まる。太政官布告が公園の例として挙げていたのは「東京ニ於テハ金龍山浅草寺・東叡山寛永寺境内ノ類、京都ニ於テハ八坂社・清水ノ境内、嵐山ノ類、総テ社寺境内類地、或ハ公有地ノ類」であった。なお、公園は、民有地を除き官有地第三種とされ、地券を発行せず、地租、区入費を課せられなかった。

廃城がどのような趣旨のもとに公園とされたのか、全国先駆けて公園となった高知城について見ると、同城は既述したように帰属について陸軍省と大蔵省が対立し、存廃決定の対象外とされて大蔵省所管のまま廃城となったが、上記の太政官布告に基づき、高知県により公園とされた。明治6年3月31日、高知県権令岩崎長武から大蔵省に提出した伺には以下のように公園とした趣旨が記されている。

当県下旧城地之儀は、高さ数丈、周囲半里余之小邱にして、高知市街之中央に位す、其登臨する四山環繞、遠近翠を交へ、諸川綿連縦横相映し、各東南之隅に赴き、吸江孕門之諸勝を経て南大海に入る、実に佳観奇望と謂ふべし、此上漸々荆棘を伐ち、蒙翳を開き、花を栽へ、泉を引き、今一層雅趣を加ふれば、真に名勝之境とも可相成、是を要するに、其縦游する者をして神気清爽、身骨健康ならしめ、所謂万民偕楽之為め、公園と相定申度、此段相伺候也

(「高知公園史」による)

この伺に対して、同年4月20日、租税頭陸奥宗光から「書面申出之通聞届候、尤後來取締見込取調、且実測平面図相添尚可申出事」として許可がなされた。

同年12月、県から「公園に属する建物に之有、戸樋并金具等之儀に付御届」として内務省に公園に属する建物・銅戸樋・并に金具等を盗み取る者がいるので、取り除き始末しているので入札を以って払い

下げ公園維持の費用としたい、今後も建物に属する不用品があれば同様に売り払って公園の入費にしたい旨の届が内務省に提出され、翌7年3月3日、同省から「申立の通取斗、品類并代価記載可届出、公園建物并樹石等、後來維持之方法取調猶可申立事」との指示があった。同年3月には公園掛の県吏が任命されているが、いずれも授産掛の兼任であった。公園の造成は同月から開始され、翌8年5月に大半が落成している。同年7月には、公園取締分規則が制定され、「園中見廻之者を置き、旧城本丸其他建物樹木花実等、猥之儀無之様相示候事」とした。同年8月、公園を公開するに当たって公園内規則を定め、天守を咸臨閣、本丸御殿を懷徳館と改称して観覧を許し、その開閉時間、観覧者の心得などを定めているが、咸臨閣・懷徳館を除き、入園者が園内の掛店などで持参の酒肴を開いて快樂することを許し、樹木草花の手折ることを禁じる一方、本丸下の獅子段で栽培する草花を希望者に与えるなど、庶民遊樂の場所とするために気を配っている。

一方、本丸を除く城内の建物については、明治9年6月、追手門を除く二の丸・三の丸の櫓・門・倉庫・番所・役所などを入札のうえ払い下げて取り壊わした¹⁶³⁾。

高知城の場合は、公園化に当たって天守以下本丸の建物と追手門を保存して城郭としての景観をよく残しており、城跡公園として最も成功した例と言えよう。これには土佐藩が雄藩として維新に貢献し、政府高官にも同藩出身者が多かったことも幸いしたと思われる。

やはり初期に公園となった例として犬山城があるが、高知城と違って公園開設の主体が県ではなく、旧城下町を中心とする稲置村が天守の保存や公園開設を県に働き掛けて実現したものであった。犬山城は、木曾川に臨み濃尾平野を一望する勝地にあることに加え、天守を保存することによって、自然と城郭が一体となって構成する景観を生かすことできた。

犬山城は、存廃決定で廃城とされ、明治6年に城

の建物の一部が払い下げられた。その詳細は明らかではないが、城下町と旧城付き5ヶ村から構成された稲置村が落札した。時期を同じくして前記の太政官布告第16号が発せられたので、愛知県は翌7年6月、教部省と内務省に「犬山城建物并地所等御払下之儀付伺」を提出して稲置村にある針綱神社の城内への遷座と人民偕楽公園を開設したい旨の懇願があるので、犬山城の建物、樹木、石垣等の払下げに加え「神社引移、天守毀存等ハ土地之便宜ニ任セ候様御聞届相成度」と願い出た。願い出先が教部・内務省両省であるのは、針綱神社の遷座があったからである。同神社はもと城山にあつたが、犬山築城に当たり城外に移されたと伝えられるので、旧社地である城内に遷座を図ったのである。神社の移転と天守の存否を土地の希望に任せてほしいというのは、地元民の希望であったことを物語るものであろう。内務省は同8年1月、城郭一帯の地所と天守を犬山町全区之公園として、その保存を土地の人民に任せることを指示し、土地の利用区分を明らかにするよう命じた。愛知県は、城地のうち11,106坪を公園とし、うち1,268坪を針綱神社遷座地とし、周囲の山林3,120坪をそのまま保存すること、三の丸は小学校用地や貫族士族に払い下げることとし、同年7月15日、稲置村の公園が設置された。その後、天守を除く犬山城の櫓、門、倉庫、塀などの建物は払い下げられた。天守については拝観希望者が出てきたので、稲置村の願い出により同9年6月から拝観料を徴収して公開された。同11年7月22日、太政官布告第17号郡区町村編制法の改訂により公園は丹羽栗栗郡役所の管理に移った。針綱神社の遷座は遅れ、明治15年に実現している。

しかしながら稲敷公園は、明治24年10月28日の濃尾大地震によって天守は大破し、城の石垣も多く崩壊して、県の財政では復旧が困難と認められるに至ったので、同28年2月、その復旧と維持保存などを条件として旧藩主成瀬家に無償で払い下げられた¹⁶⁴⁾。

高知城と犬山城の例は、廃城を公園にすることに

より城郭建築物も保存したものであったが、明治14年に起こった旧明石藩の士族団による明石城櫓の保存運動は、旧藩士族が明石城の櫓を保存し、名勝として知られる明石の浦の風致と一体となる景観を維持すべく、城跡を公園にしようとして区や有力者に働き掛けて尽力していたさなかに、兵庫県が士族と交わした約束を破り、相生小学校建設の用材として明石城の櫓を神戸区及び学校に払い下げて取り壊しに着手したことから起こったものである。同年8月26日の東京日日新聞¹⁶⁵⁾が引用している同月16日付で士族総代宮崎柳太郎外14名が兵庫県令森岡昌純に提出した「当城内現状保存の儀願」は、冒頭に「当城内の儀は海浜の名区にして清雅なること近隣地方に稀なるを以て、雅客は素より洋人も屢々来遊する所なり、且該城櫓の如きも大に風致を助くるが故、之を永遠に保存し長く我国の名勝を失はざる様仕度、吾々士族の兼々熱望に耐へざる所に御座候」と記している。明石城は、維新当時、天守は失われていたが、本丸の四隅にある三層櫓が城郭としての景観を構成していた。士族たちは県の違約に怒り、500名ともいわれる多数の士族が結束して、明石城跡に籠城するなどの気配も見せたので、県も驚いて士族代表の提出した願書を受理した。願書にはこれまでの経緯を述べ、「如此相成候ては多年の宿望一朝水泡に帰し、実に金円を以て贖ひ得可らざる一奇観を、聊なる費金を補ん為め之を取毀つは無情も亦甚し、我国の名勝を想はざるの次第に非ずや、仰ぎ希くは我等の情状を御洞察被成下、別紙記載の建物何卒御保存被成下、此段偏奉懇願候也」として保存すべき建物の目録が付されていた。県は、「書面願之趣可及何分詮議候条、招来維持の方法等取設け、更に可願出事」と指令し、騒動は落着した。同年10月31日、内務卿山田顕義は、太政官に「旧城郭等処分方之儀ニ付伺」¹⁶⁶⁾を提出し、「旧城郭及陣屋之儀ハ明治六年中陸軍省ニ於テ必用ノケ所ヲ除キ全ク廃棄ノ方ヲ同省ヨリ大蔵省ヘ引渡候モノ」であるが、「将来使用ノ見込無之モノニ限り、以後旧跡保存又ハ風致ニ益スルノ類ニヨリ其破壊ヲ嘆惜スル分ハ、

維持ノ方法等ハ人民ノ適宜ニ任セ其惜願ヲ聞届候様可致」と願い出て、同年12月23日認められた。旧明石城櫓の保存運動に動かされて、不要な城郭建物の払下げ、取り壊しを原則とする方針を変更し、維持方法を地元住民に任せて現地で保存することを容認したものであった。明石郡の有志45名から公園開設の願書が提出され、翌16年に許可された¹⁶⁷⁾。このとき保存されたのは、本丸南側の坤櫓と巽櫓で、城外から最もよく観望される二基の櫓を保存することにより城郭としての景観を維持することができた。

7. 神社と城郭

城郭内には旧藩当時から鎮守神あるいは城主の家祖やゆかりのある人物を祀る神社が存在していた。また、戊辰戦争の際に新政府の命を受けて出兵した藩では、戦死した藩士を祀る招魂社を城内に建立した。更に廃藩後は、藩祖や名君とされる藩主あるいは郷土の英雄、著名人を祀る神社なども建立されている。また淀城本丸にある與杼神社や前述した犬山城内の針綱神社のように城外にあった神社を遷祀した例もある。明治政府は、王政復古と祭政一致を原則としたから神祇行政を重視し、神社を国家の管理下に置き、神官を官吏として待遇した。神祇行政を所管する官庁は、神祇官、神祇省、教部省、内務省社寺局、同神社局、神祇院と変ったが、太平洋戦争後、連合軍の神道指令により昭和21年1月31日、神祇院が廃止され、神社の国家管理は終わった。神社の社格については、明治4年5月14日の太政官布告¹⁶⁸⁾によって、全国の神社を官社と諸社に分け、官社を官幣社と国幣社に分け、それぞれ大・中・小の三等に区分し、また英雄や忠臣を祀る別格官幣社を設けた。諸社は府・藩・県社と郷社に分け、郷社の付属下に村社を置いた。神社の境内地は、民有地を除き官有地第一種の神地（地券を発せず、地租・区入費を課さない）とされた。

存廃決定後における城内の神社に対する取り扱いは、存城と廃城では異なるものがあつた。存城を管理する陸軍は、多くの民衆が参拝する神社が鎮台や

営所内に存在することは、警備や秘密保持の妨げになるとして城外への移転に努めた。江戸時代は神仏習合であつたから、当時の神社は境内に神宮寺や本地堂などの仏教施設が存在していたものあつて規模が大きなものも多く、管理や使用の障害になつたことも一因である。政府も江戸城を皇居にすると、明治元年12月、徳川家達に命じて城内紅葉山にあつた東照宮や歴代将軍の霊屋を撤去させている¹⁶⁹⁾。

存城のうち熊本城内には、明治4年7月、熊本藩が藩主の弟長岡護美の進言で本丸に築城者の加藤清正を祀る加藤神社を建立したが、明治7年6月、城地が陸軍用地になると同年末に神社を城外の新堀町（錦山）に移建して錦山神社と改称している¹⁷⁰⁾。

また、名古屋城三の丸にあつた天王社と東照宮は、いずれも明治8年に城外の旧藩校明倫堂跡地に移建された。天王社は、名古屋築城以前から鎮座していたが移転させられたのである¹⁷¹⁾。金沢城北の丸にあつた東照宮は、明治7年に尾崎神社と改称したが、同9年に城外西町に移転させられた¹⁷²⁾。

これらの神社の移転に当たっては、士族屋敷と同様に移転料が支給されたが、具体的にその状況や金額が判明するものとして、秋田城内にあつた八幡・秋田両神社の例がある。明治12年に秋田城内居住の士族が移転した際に、城内の八幡山に所在した県社八幡・秋田両神社も城外に移転した。ところが、この移転には陸軍省の関与はなく氏子たちの判断で移転し、その後で移転料の下付を内務省に願い出た。明治13年12月14日、内務省は「存城内神社移転費之儀伺」¹⁷³⁾を太政官に提出して、両神社は氏子らの請願で引き移りを猶予していたもので、移転料も調査漏れになっていたところ、氏子の協議で同11年中に移転し、その後に移転料の下付を願い出てきたので、請求金額が過大なおそれもあるが、明治9年に金沢城郭内の尾崎神社を移転させたとき、陸軍省と協議して下付した事例を参酌して算出した金額を下付したいと上申した。審査に当たった太政官内務部は「人民独断ヲ以テ転社ノ後、其費用ヲ請求スルハ甚タ不都合ニ候ヘトモ到底移転料ハ官費支給可相成

モノニ付」として容認の意見を付している。

一方、廃城内には、多くの神社が建立された。城郭は地域の中心に位置し、地域の歴史を象徴する存在であり、環境も良く、神社地に適していたのである。明治14年4月20日、内務卿松方正義は、征西將軍宮懷良親王を祀る官幣中社八代宮の社地として八代城本丸を選び官有地第一種に編入する上申¹⁷⁴⁾で、「右ハ城址ニシテ多用ニ供スヘキ見込モ無之、社地ニ取テハ恰好ノ場所ニシテ風致上分割致シガタク且ハ城址ノ旧觀ヲ存スル」と記している。

城跡に建立された神社のうち代表的なものは、旧藩の藩祖や名君といわれた藩主を祀る神社である。これらの神社の中には、旧藩時代から城内に祀られていた神社を整備したものや、江戸の藩邸に祀られていた神社を遷祀したものがあつた。岡崎城本丸に建立された龍城神社は、旧藩時代に本丸にあつた藩祖本多忠勝を祀る映世神社と三の丸にあつた東照宮を明治9年に合祀したものである¹⁷⁵⁾。しかし、多くの神社は、廃藩置県によって旧藩主は上京を命ぜられて東京に去り、日々疎遠になって行くことから、旧藩主の遺徳を偲び、かつ旧藩士族団の結束を維持する目的もあつて旧城跡に建立したものである。鳥羽正雄は、太平洋戦争直前の昭和15年（1940）当時に城跡に存在した藩祖を祀る神社として25社を挙げているが、すべてを網羅したものではなく、このほかにも藩祖を祀る神社が存在した。社格は金沢城内の尾山神社（祭神前田利家）、米沢城内の上杉神社（祭神上杉謙信）が別格官幣社で最も高いが、大半は県社で、その他は郷社、村社、無格社であつた。¹⁷⁶⁾ これらの神社の中には今日も地元の崇敬を集めて繁栄しているものもあるが、維持の中心であつた旧藩士族の子孫の転出、華族制度の廃止による旧藩主家の没落などもあつて維持が困難になっているもの少なくない。棚倉城内にあつた鎮護神社、高知城内にあつた藤並神社などは他の神社に合祀されて社殿が失われている。また上田城内の松平神社は、著名な城主である真田氏歴代を合祀して真田神社と改称している。

旧藩の藩祖・藩主以外の郷土の偉人や忠臣を祀つた例としては、前述した八代宮がある。明治維新後、建武中興の功労者を神社に祀る気運が生じ、後醍醐天皇の命を受けて各地で活躍した皇子を祭神とする神社が相次いで建てられ、その一環として懷良親王を祀る八代宮が所縁のある八代に建立されたものである¹⁷⁷⁾。忠臣を祀つた例としては赤穂城内にある大石神社（祭神大石良雄ら四十七士）がある¹⁷⁸⁾。

一方、前述した招魂社は、明治元年5月10日の太政官布告¹⁷⁹⁾で京都東山に神社を建立して戊辰戦争の戦死者の靈魂を祭り、併せて王事に殉難した者も合祀するので、天下一同もこの旨を奉戴し、益々忠節を尽すべきこと、「且戦死之者等其藩主ニ於テモ厚ク御趣意ヲ可奉体認旨仰出候事」とされたので、各藩においても自藩の戦死者を祀る招魂社を城内に建立した。招魂社はその後も制度が整備され、境内地の免税、維持費の官費支給、社名の統一などが図られ、また東京招魂社（明治12年靖国神社と改称）が全国の英霊、各地の招魂社がその地方の英霊を祀る制度が確立し、当初の祭神に加えてその後の事変・戦役の殉難者が祀られた。仙台城本丸に存在する招魂社（現宮城県護国神社）ように戊辰戦争で新政府と敵対した藩の城に建立された例もある。招魂社は城郭以外の場所にも建立され、その数は150社にのぼると言われる。昭和14年に招魂社は護国神社と改称され、府県社に相当する内務大臣指定護国神社と指定外護国神社に大別された¹⁸⁰⁾。鳥羽正雄は旧藩の城址に存在するものとして招魂社8例、護国神社6例を挙げているが¹⁸¹⁾、このほかにも幕末築城の信濃龍岡城や岩村田城の城内にも招魂社が建立されている。しかし、これらの護国神社の中で公有地にあるものは、太平洋戦争後、政教分離が徹底されたことから存立が困難になり、徳島城内にあつた徳島県護国神社のように城外へ移転した例もある。

8. 明治10年代の存城

城郭が軍事施設としての機能を曲りなりにも發揮したのは、明治初年における士族反乱であつた。明

治7年2月の佐賀の乱では、江藤新平らに率いられた旧佐賀藩の士族軍と政府軍が佐賀県庁の所在する佐賀城を争奪した¹⁸²⁾。同10年の西南戦争では熊本鎮台が置かれた熊本城が53日間にわたって西郷軍の攻撃を阻止し、また、南九州各地の廃城が両軍により戦闘に利用された。存城もこの戦いで被災した。熊本城は、同年2月19日、籠城の準備中に火災が起こり大小天守以下建物の大半が焼失した¹⁸³⁾。鹿児島城は、既述したように明治6年の火災で本丸が焼失したが、明治10年9月の城山の戦の際に西郷軍の拠るところとなり、同月24日、政府軍の攻撃によって二の丸など残存した建物もすべて焼失した¹⁸⁴⁾。

(1) 城砦周辺地域における土木建築の規制問題

西南戦争によって政府の軍事力の優位が明らかになり、士族の反乱は跡を絶った。しかし、陸軍の当局者は、その後も国内守備を重視し、存城を中心として要塞を建設する構想を捨てなかった。既述した姫路城内に居住する士族に地券を交付することを強硬に反対したことが、それを裏付けているが、籠城戦に備えて城砦・台場周辺における国民の土木建築を規制しようとして内務・大蔵両省の反対を受け太政官に却下されている。

明治8年11月27日、海軍大輔川村純義、陸軍卿山県有朋は、連名で太政官に「城塞火薬庫等之周囲圏線区域等之儀ニ付伺」¹⁸⁵⁾を提出して、城塞、火薬庫等の周囲圏線区域における比臨土役等を規制する規則案を提出した。このうち陸海軍及び開拓使所管の火薬庫周辺地域において、可燃物蓄積を目的とし、または火気を取り扱う建物の建築を禁ずる規則案は、陸海軍両省の催促もあって、太政官法制局の審査を経て法案化され、翌9年9月18日、「火薬庫圏線規則」(太政官布告第120号)¹⁸⁶⁾として施行された。

問題は城塞周囲の防御線内において土役工作进行を規制する規則の制定であった。案は冒頭に「一陸海軍は国家人民ヲ保護スル為ニ設ケタルモノニシテ内国不虞ノ事アルニ当テハ人民一般其保護ヲ仰クヲ以テ之カ為ニ必ス為サ、ルヘカラサルノ務アリ、就中要塞ハ軍務ノ最モ重スル所ニシテ平戦両事トモ其利害

ニ関涉スル所ノモノハ必ス軍衛ニ於テ処分スル者ナリ、今其制限ヲ定ムル事左ノ如シ」として、各地城砦の周囲防御線を最外濠の外岸からの距離によって三圏に分ち、この諸圏内において軍衛の許可なく作業や検地測量を行うことを禁止し、第一圏内においては、耕作を除く各種の築造、諸般の作業、樹木を植え、草を繁茂させることを禁じ、第二圏内においては、耕作及び木造の建物を除く石造、煉瓦、土造などの堅固な建物並びに諸般の作業を禁止し、木造の建物は戦時に軍衛の命があれば所有者の負担において即時に破毀して内部の諸物を他へ運送すること、第三圏内においては、道路の新設、地形の変換、土塁の築造、坑孔の穿鑿、地下の築造、諸物の堆積を禁じ、細部は軍衛防御会議において適宜の規則を定めるとするものであった。これは、城砦が攻撃を受けた場合に備えて攻城軍が障壁に使用し、あるいは攻城戦に利用される施設を建設させないことを目的とするものであったが、当時の存城の多くが城下町の中心部に位置していることから、著しく市民生活を抑圧するものであった。そのため太政官も直ちに審議せずいわば棚ざらしの形のまま約2年が経過した。その間、明治9年2月27日、陸軍省は陸軍卿代理大輔鳥尾小弥太名義で「城砦周囲等防御線内土役工作等之儀地方官江御達相成度旨伺」¹⁸⁷⁾を提出して規則を決定のうえ地方官に通達するよう上申しした。この伺には「陸軍必用ノ城砦火薬庫」の目録が添付されており、城砦は第一種(城有兵有ルモノ)、第二種(城有兵無キモノ)に分けて記述していて、これによって当時の存城が明らかになる。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 第一種は、第一軍管 | 旧本城(東京城)、佐倉城、宇都宮城、新発田城、高崎城 |
| 第二軍管 | 仙台城 |
| 第三軍管 | 名古屋城、金沢城 |
| 第四軍管 | 大阪城、姫路城 |
| 第五軍管 | 広島城、丸亀城 |
| 第六軍管 | 熊本城、小倉城、福岡城 |
| 第二種は、第一軍管 | 小田原城、甲府城、静岡城、 |

	水戸城、高田城
第二軍管	福島城、若松城、弘前城、盛岡城、秋田城
第三軍管	豊橋城、福井城
第四軍管	和歌山城、津城、鳥取城、岡山城、二条城、彦根城
第五軍管	松江城、宇和島城、徳島城、高松城、浜田城
第六軍管	飢肥城、鹿児島城、厳原城

以上41城である。これを明治6年1月14日の太政官達の存城調書と比較すると、松本城と山口城がなく、弘前城と無城地であった浜田城が加わっている。なお、五稜郭は城郭ではなく、火薬庫（台場）の中に記載されている。

更に、陸軍省は、明治11年になると1月と2月の2回にわたって太政官書記官に照会して「城砦ノ儀ニハ何等御沙汰無ク」として催促したので、太政官は3月6日、内務・大蔵両省に照会して意見を求めた。両省の上答は遅れ、同年11月1日、両省の卿を兼ねる伊藤博文名義で提出されたが、「陸軍省所管之城砦ハ概ネ旧諸侯三百年来之城地ニテ国ノ東西地ノ都鄙ニ論ナク其土地相応ニ戸口稠密致居候儀ニ付、軍政上変事之便宜ヲ以目下一時ニ制限ヲ被立候テハ直ニ民情ニ乗戻候而已ナラス行政上實際行ハル可キ者ニ無之」として制定に反対し、却下を求めたものであった。太政官は同年12月6日、陸軍省に「何ノ趣難聞届候事」と指令して上申を却下した。

(2) 廃城への軍隊の配備

一方、廃城にも軍隊を配置するようになった。明治10年4月、陸軍省は伊予松山城三の丸を歩兵営地として受領を願い出て兵営を建設し¹⁸⁸⁾、同年10月には同城二の丸の一部を兵営付属病舎建築のため第二種官用地に編入して受領したいと願い出て認められ¹⁸⁹⁾、更に同12年1月には、付属病室増地として官有地の追加受領を願い出て許されている¹⁹⁰⁾。同城は前述のように師団改編ののち旅団司令部の所在地になったが、城郭全部ではなく、一部を兵営とし

て利用したものであった。

(3) 白河城の存城と福島城の廃城

新たに存城とされた城もあった。明治11年10月15日、陸軍卿西郷従道は「福島城ヲ廢シ白川城ヲ存シ当省へ御渡相成度儀ニ付伺」を太政官に提出して福島城を廃城とし、廃城になった白河城を存城として陸軍省管轄にすることを願い出て同月31日、許されている¹⁹¹⁾。

伺によると、福島城には福島県庁が置かれており、県庁に貸渡している状況にあったが、内務省から「右地所往々県庁地ト相定メ候儀ハ施政上便宜不少候ニ付、旧白川城人民所有之地、於同省買取交換之儀請求申越候」として白河城内の土地を買収するから福島城と交換したいとの申し出があったことが理由であった。陸軍省も福島城を県庁に貸与したところから営所を置く場所を他に求めており、存廃決定後まもなく第四局員の陸軍中佐中村重遠が陸奥を巡回した際に福島周辺の実地検査を行わせ、上飯坂村（現福島市飯坂町）の大鳥城跡が兵営に適した地勢であることが報告されたので、明治6年10月15日、仙台鎮台に実情を調査のうえ報告するよう指示している¹⁹²⁾。このような経緯があったので、内務省から交換の申し出であったのは渡りに船というべきであったであろう。面積も福島城は29,984坪だったのに対し、白河城は56,253坪で倍近い広さを有していたのである。明治11年11月12日、陸軍省は達第155号をもって「今般当省管轄ノ福島城ヲ廢シ旧白川城ヲ更ニ存城ト被相定、当省へ受領ノ儀伺済相成候条、為心得此旨相達候事」¹⁹³⁾と部内に達している。翌明治12年9月15日、新たに制定された鎮台条例（太政官布告第33号）第3条は分営若しくは哨所を置く場所として福島に代わり白川が規定されている¹⁹⁴⁾。

しかし、この措置は地元民にとって迷惑なことであった。白河城は、幕末に城主の阿部氏が棚倉に移封されたのち後継の城主がなく、戊辰戦争による戦火を受けて荒廃していたので、福島県は、白河町民で希望する者に城地を貸し付けて開墾を行わせていた。存廃決定後の明治7年4月、福島県令安場保利

は、内務省に実情を報告して白河城址の払い下げを願い出て許可され、城内の土地の大半を町民に払い下げた。前述したように廃城の土地は、山林荒蕪地払下規則によって家禄奉還士族に優先して払い下げられていたが、白河城の場合、阿部氏の移封によって地元に住する士族がいなかったことから、町民に払い下げられたものである。このように既に民有地となって開墾が行われていたにもかかわらず、福島県は陸軍省御用を理由に明治9年11月と同11年5月の2回にわたって開拓人に白河旧城内の土地を命じ、開拓人21名から請書を提出させ土地を買戻したのである¹⁹⁵⁾。

(4) 首里城の存城

明治12年、政府は琉球藩を廃止して沖縄県を設置し、4月4日、太政官布告第14号で「琉球藩ヲ廃シ沖縄県ヲ被置候条、此旨布告候事、但県庁ヲ首里ニ被置候事」と廃藩置県を布告した¹⁹⁶⁾。琉球藩については、明治8年3月10日、内務卿大久保利通が「琉球藩処分之儀ニ付再応上申」¹⁹⁷⁾提出して、同藩内に内務省出張所と分遣隊を置くことを上申し、太政官もこれを認めて、同年5月7日、琉球藩に「其藩内保護之為メ第六軍管熊本鎮台分遣隊被置候条其旨相達候事」と達し、陸軍省には実地検査のうえ派遣に着手するよう達した。¹⁹⁸⁾ 陸軍省は、真和志間切古波蔵村（現那覇市古波蔵）に分営を建設し、¹⁹⁹⁾ 明治9年6月、熊本鎮台から一分隊を派遣して駐屯させた²⁰⁰⁾。

廃藩後、沖縄県には熊本鎮台から歩兵一中隊が分遣されて常駐することになり、旧藩王尚泰が去った首里城に駐屯した。分遣隊は当初は一部が首里城に移駐したのみで、他は古波蔵村に分営に駐屯していたが、翌13年7月15日、陸軍省は、西部監軍部に「沖縄県下分遣熊本鎮台歩兵一中隊ノ内、古波蔵村在屯ノ分、今般同県下首里城へ引纏メ駐屯致候様、御沙汰候事」²⁰¹⁾と達して全隊を首里城に移駐させた。廃藩後も軍隊を駐屯させたのは、琉球王家の旧臣の一部に清国に働きかけて王朝の再興を図る動きがあったためである。

明治15年2月18日、陸軍卿大山巖は「沖縄県下琉球首里城内地所当省江受領之儀ニ付伺」²⁰²⁾を提出し、「将来必要之地ニ付、存城地トシテ其建物生樹等有形之儘官有地第二種ニ編入当省江受領致度」と願い出て、3月15日許可され、首里城は存城となった。分遣隊は、日清戦争後の明治29年（1896）7月まで21回にわたり交替で首里城に駐屯していた²⁰³⁾。明治26年6月3日、首里城を訪れた笹森儀助は「旧王城を一見ス。今ハ熊本鎮台ヨリ沖縄分遣隊ノ営トナレリ。而シテ歩兵第十三聯隊第六中隊之ニ居ル。隊長ハ陸軍大尉世良田氏ナリ」²⁰⁴⁾記している。

(5) 水戸城の廃城

水戸城内には、既述したように茨城県庁が置かれていたが、庁舎に使用している旧藩校弘道館が年代の経過によって修理を必要とするようになり、また狭隘で不便なことから庁舎を新営することになったので、内務省は茨城県の上申に基づき陸軍と協議して県庁用地と城外の内務省所管の原野地と交換することになり、明治14年1月、「茨城県庁敷地ノ儀ニ付伺」²⁰⁵⁾を提出して裁可を受け、同年9月交換を完了した²⁰⁶⁾。内務省の伺に「該地ハ著名ナル勝区ニ有之、且県庁位置恰好之場所ニ候条」と記されており著名な史跡弘道館を保存し、新庁舎を建築するため県庁用地の確保する目的があった。水戸城は、このとき廃城になったと考えられる。茨城県の新庁舎は同城三の丸に新営され、明治15年6月に完成して移転した²⁰⁷⁾。

(6) 二条城を離宮とする

既述したように二条城には京都府庁が置かれていたが、明治14年10月、京都府知事北垣国道は宮内卿に「二条城ヲ以テ西京離宮ト定ムルノ議」²⁰⁸⁾を提出して、京都御所は敷地広大であるが、宮殿は規模広壮といえず、臨時の大礼や外賓接遇に適していない。二条城は徳川家康が京都滞在のために築いたので攻守決戦を目的として築かれていないので結構雅麗で規模広壮であり、西京離宮とすれば大礼や外賓接遇の場所となり、東西両京対峙の均衡を得ると建言した。北垣の建言が契機となって、同17年7月

28日、宮内省告示甲第1号²⁰⁹⁾で「京都二条城ヲ離宮ト被定、自今二条離宮ト称候条、此旨告示候事」と告示され、宮内省に移管されて離宮となった。これに伴い京都府庁は翌18年8月、城外に移転し、地所並びに建物は宮内省に引き継がれた²¹⁰⁾。

(7) 陸軍の変貌と存城の管理方針の変更

しかしながら明治10年代以降、日本は朝鮮と関係を進めるに連れて清国と対立するようになった。明治15年7月に起った京城の変は、軍部に対清戦備強化の必要性を痛感させ、同年8月、参事院議長山県有朋は軍事費の増加を上申し、大蔵卿松方正義の了承を得て軍備拡張の計画を立てた。陸軍はこれまでの鎮台を中心とする国内守備軍から、海外で戦う外征軍を目指し、それまでフランス式だった軍制をドイツ(プロイセン)式に改めていった²¹¹⁾。明治18年、ドイツから参謀少佐クレメンス・ウィリヘルム・ヤコブ・メッケルが来日し、参謀本部顧問、陸軍大学校教官として参謀教育に当たった²¹²⁾。陸軍では、ドイツの軍制を模倣して、鎮台制度を師団編成に改めることになり、桂太郎が中心となり、メッケルの意見を参考として改革案を立案した²¹³⁾。明治21年5月12日、鎮台条例を廃止し、新たに師団司令部条例(勅令第27号)²¹⁴⁾、旅団司令部条例(勅令第28号)²¹⁵⁾が制定された。同日公布された陸軍常備部隊配備表(勅令第31号)²¹⁶⁾によれば、従来の6鎮台は東京鎮台が第一師団、仙台鎮台が第二師団、名古屋鎮台が第三師団、大阪鎮台が第四師団、広島鎮台が第五師団、熊本鎮台が第六師団に改編され、各師団の下に2個旅団、合計12個旅団が東京、佐倉、仙台、青森、名古屋、金沢、大阪、姫路、広島、松山、熊本、小倉に置かれ、それぞれ歩兵聯隊2隊が所属した。また、各師団には砲兵聯隊1隊、騎兵・工兵・輜重兵各1大隊を配置することとされた。一方、衛戍条例(勅令第30号)²¹⁷⁾が制定され、陸軍軍隊の配備駐屯する地を衛戍地と称することになった。近衛隊はやや遅れ明治24年12月12日、近衛司令部条例(明治23年勅令第46号)を改正(明治24年勅令第241号)し近衛師団に改編された²¹⁸⁾。海防の必

要性が更に認識され、明治19年1月30日、陸軍省隷下に臨時砲台建築部が東京に置かれ、全国枢要の地に砲台を建築し、沿海を防備した²¹⁹⁾。

このような趨勢の中で、存城の必要性は急速に失われていった。明治15年以降、陸軍省も従来の存城の管理方針を徐々に転換していった。その例として、存城内の土地を居住する人民に払い下げのために内務省に返付し、あるいは存城地として買収した土地を耕作用に貸し付けている。明治15年1月、陸軍省は「山形城内所轄地返付之儀ニ付御届」²²⁰⁾を提出し、山形城内に散在する畑宅地は必用の見込みがないので、山形県から同地を旧藩来自費で開墾するなどしている現住人民に払い下げたいとの照会があったので内務省に返付した旨、同年2月には「広島城内士族邸地返付之儀ニ付御届」²²¹⁾を提出して貸地にしている同城内現住士族邸地を必用の見込みがないので、内務省に返付した旨それぞれ報告している。同19年7月、工兵方面は、白河城内の土地8町1反1畝17歩(24,347坪)を旧開拓地主ら23人に年季で貸し付けている²²²⁾。

また、後述するように、鎮台・營所以外の存城地の多くが師範学校、中学校などの学校敷地として文部省や府県に貸与されて校舎が建設された。

9. 存城の払い下げと城郭の終焉

(1) 存城の公売

明治陸軍が鎮台から師団編成に改編されて規模が拡張されるに伴って、その必要性が痛感されたのは、兵士の教育訓練に不可欠な練兵場や射的場の整備であったが、問題は練兵場等の取得や設営に必要な経費の調達であった。そのために陸軍部内では、所管の不動産のうち不用の物を売却してその資金を得ようという構想が生じた。まず目を付けたのは、旧城郭と幕末に全国の沿岸に構築され、殆ど放置されている砲台(台場)であった。

ところが陸軍省が不用の城郭を公売しようとしているとの風聞が広がると、思わぬ所から意外な提案がなされた。明治22年1月19日、文部大臣森有礼は、

内閣総理大臣黒田清隆に「現今陸軍省ノ所轄タル各府県ニ於ケル旧城地ノ中不用ニ属スルモノハ公売ニ付スルヲ可トスル説アリ、熟思フニ旧城地ハ本邦古今ノ軍事上及歴史上ニ於テ重要ノ関係ヲ有スルノミナラス帝国ノ観光ニモ亦重要ノ関係ヲ有ス、輒ラク之ヲ一個人ノ私有ニ帰セシムヘカラス、必ス適宜ノ方法ニ依リ之ヲ永久ニ保存シ且ツ之ヲ最大ノ用ニ充テサル可ラス、其方法ハ之ヲ文部省ノ所轄ニ移スニ如クモノ無カル可シ、然ルトキハ文部省ハ便宜之ヲ師範学校、中学校等ノ用地トシテ永久保存ノ方法ヲ設ケ、一ハ以テ教育ノ所要ニ充テ、一ハ以テ国家須用ナル師範学校、中学校等保持ノ資ニ充テ、又国家非常ノ用ニモ亦充ルヲ得ヘシ」として「陸軍不用ノ旧城地ハ之ヲ文部省ノ所轄ニ移サレタシ」として閣議請議を願った²²³⁾。森文相の請議案に別記されているところによると、当時文部省や府県が15ヶ所もの旧城地を陸軍省から借用して学校校舎を新築し、教育活動に供用していたことが判明する。

この提案は、現在の視点からすれば先見の明があり、観光に着目するなど優れたものがあつたが、城郭が陸軍省管轄であることから実現は困難であつた。文部省に先手を打たれた陸軍大臣大山巖は、同年4月10日、閣議請議案を提出し、本邦の兵備は逐年兵制改革により隊数が増加し、なお部隊の新設が予定されており、また軍隊教育では専ら射撃、練兵も大いに改良を加えているが、「訓練上最モ必須トスル所ノ練兵場、射的場ニ至テハ依然昔日ノ儘ニシテ此の両三年以来頻リニ該場ノ欠乏ヲ訴ヘ」として特に射的場は村田銃の完備と射撃法の改正によって射撃距離が増して取得に努めているとして「窮余ノ策ニハ候得共、兼テ当省管理スル所ノ全国旧城郭砲台地等ハ未タ本邦全国防衛線ノ確定セサルカ為存廢ノ決セサルヨリ或ハ類敷ノ儘半廢ノ姿ニ相成居ルモノモ少ナカラス、其中ニ就キ到底存置ノ要セサル見込ノ分ヲ選定シ并ニ各所ニ散在セル不用ノ土地家屋ヲ併セ此際公売ニ付シ其金額一旦大蔵省ニ還納シ更ニ当省ヘ下付セラレ該練兵場及射的場増地買収ノ資ニ充テラレ目下軍隊ノ教育ヲシテ完全ナラシムルノ

外ニ考案モ無之候間、特別ニ認可相成様致度」として承認を願った。

同年4月19日、陸軍省副官代理総務局第一課長清水俊が内閣書記官に提出した売却予定の城郭并土地家屋の目録には、「現用セサル旧城」として

- 第1師管 小田原城、宇都宮城
- 第2師管 白川（白河）城、若松城、盛岡城、山形城、秋田城、高田城
- 第3師管 静岡城、福井城、津城
- 第4師管 和歌山城、鳥取城、岡山城
- 第5師管 松江城、浜田城、高松城、徳島城、宇和島城
- 第6師管 飢肥城

の20城が記載されている。

一方、文部省の請議案について首相の照会を受けた大山陸相は、同月18日、「当省ニ於テモ既ニ及請議置候通不用ニ属スル旧城地之儀ハ他之不用地ト共ニ売却之上練兵場及射的場地等買収之資ニ充ツルノ計画ニシテ別ニ文部省所轄ニ可移モノ無之」とにべもなく意見を述べ、文部省の請議案は「詮議ニ及ヒ難シ」として閣議に付せられず却下された。提案者の森文相は同年2月11日、憲法発布の日に国粹主義者によって暗殺され既にこの世にいなかった。陸軍省の請議案は閣議に付され、同年5月14日、「請議ノ通」として承認された。

陸軍省では、城郭等の公売について、その具体的な方法を検討していたが、この風聞が広まり、新聞にも報道されたので²²⁴⁾、旧藩主の中には払下げを希望する者が現れた。同年9月26日、大山陸相は、公売の方法について首相に「旧城郭之儀ハ該旧城主ニ在テハ祖先以来数百年間伝来之縁故ニ抛リ之ヲ払受之上旧形ヲ保存シ尚ホ永世持続致度志願之向モ有之、具シテ旧城主ニ於テ之ヲ保持シ後世ニ伝ルアラハ仮令国防上不用ニ属セシモ歴史上沿革ヲ示スノ一端トモ」として、「好都合ト存ルニ付、右志願之面ニ限り特ニ旧城主ニ相当代価ヲ以テ払下候様致

度」²²⁵⁾と稟申している。

実際の払下げ手続きは、明治22年中に行われた。陸軍省の方針とおり払い下げは旧城主を優先して払い下げられた。野中勝利氏の論考²²⁶⁾によって払い下げを受けた者と払下げ金額を挙げると以下のとおりである。

第1師管	小田原城	大久保忠礼	10,000円
	宇都宮城	戸田忠友ほか	3,700円
第2師管	秋田城	佐竹義生	4,500円
	盛岡城	南部利恭	4,000円
	若松城	松平容大	2,000円
	白河城	阿部正功	保留
	山形城	水野忠弘	15,000円
	高田城	榊原政敬	12,200円
第3師管	静岡城	静岡市長ほか	40,300円
	福井城	松平茂昭	9,000円
	津城	藤堂高潔	10,000円
第4師管	鳥取城	池田輝知	4,000円
	岡山城	池田章政	10,000円
第5師管	松江城	松平直亮	4,500円
	浜田城	松平武修	1,850円
	高松城	松平頼聰	5,000円
	徳島城	蜂須賀茂韶	11,300円
	宇和島城	伊達宗城	9,500円
第6師管	飩肥城	伊東祐婦	1,450円

このうち最も高価なのは、静岡城の40,300円、安価なのは飩肥城の1,450円であった。白河城は旧藩主家の阿部正功が出願したが保留となった。阿部氏は、維新直前の慶応2年に棚倉へ移封されていたので旧城主と認められなかったのであろうが、浜田城主の松平氏も同時期に長州役で浜田を追われ、維新当時は美作鶴田藩主だったから不公平な感がある。白河城は明治26年に白河町が払下げを受けている²²⁷⁾。静岡城と和歌山城は、旧城主の徳川氏が出願しなかったため、静岡城は静岡市と静岡県に払い下げられ、和歌山城は和歌山県に貸与された。

大山陸相は、明治23年1月28日、正式に不用城郭の払下げについて閣議請議を行い、同年2月15日、総理大臣山県有朋から「不用城郭散在地払下ノ件廿二年度中ニ限り請議ノ通」として裁可を受け²²⁸⁾、同年2月20日に払下げが指令されたが、払下げ手続きはその前に事実上終了していたのであった。

(2) 城はいつ終わったのか

存城の約半数が払い下げられ、残る国有の城郭は、陸軍省管轄の東京（本城部分）、甲府、佐倉、高崎、仙台、新発田、豊橋、名古屋、金沢、大阪、和歌山、姫路、広島、丸亀、熊本、小倉、福岡、厳原、首里の19城に宮内省管轄の二条城を加えた20城になった。前掲の『築城史料』は松山城を加えて21城としているが²²⁹⁾、松山城は廃城である。残った城も首里城のようにその後払い下げられたものがあり、次第に減少していった。国有として残った城も土地が分割処分されるなど、城郭を一体として維持管理することがなくなっていった。例えば、名古屋城は、明治24年10月28日発生した濃尾大地震で大きな損害を受け、陸軍省の力では復旧が困難だったので、陸軍省と内務省の請議により明治26年5月に本丸内（後に御深井丸、西の丸も）が宮内省に移管され、名古屋離宮となった²³⁰⁾。

城郭の実質的な存在意義は、明治10年代の前半に終わったと言って良いであろう。明治20年代になると公文書に「存城」の語が見られなくなり、旧城、旧城地の語で表わされるようになる。明治22年の存城払い下げはそれを決定づけたものであった。このとき払い下げられた城郭のうち、静岡、山形、高田の3城は、日清戦争後の陸軍軍備の拡張により再び国有となって軍隊が配置された。静岡城と山形城は、明治29年（1896）に歩兵聯隊の兵営に充てるため献納されるなどしたが²³¹⁾、いずれも兵営建設のため本丸が破壊された。高田城は、明治40年（1907）第十三師団の設置に際し高田町が榊原家から購入して献納した²³²⁾。これらの3城は再び存城になったのではなく、城址を兵営に利用したものであった。

一方、沿岸における砲台の建設は明治20年代後期

になると概ね完成した。これらの砲台を地域で統括するため、明治28年3月30日、要塞司令部条例（勅令第39号）²³³⁾が制定され、「永久ノ防備工事ヲ以テ守備スル地ヲ要塞ト称シ各要塞ニハ其地名ヲ冠シ某要塞ト称ス」（第1条）として、要塞に司令部を置き、その編制を定めた（第2条）。要塞は、当初陸軍が構想していた存城を中心とする兵営や兵站基地ではなく、沿岸砲台群に守備された地域を指す言葉となった。同32年（1899）7月15日、要塞地帯法（同年法律第105号）²³⁴⁾が制定され、要塞の周辺地域において要塞司令官の許可なく測量、撮影、模写、録取、航空を行うことが禁止された。これはまさに、約20年前に陸軍が制定を図って挫折した「諸城砦周囲防禦線内土役工作等規則」を防諜面で実現したものであった。

このように存城が少なくなり、城と城址の区別が曖昧になると人々の目には、お城とは建築物、特に天守閣がある城であるという観念が広がっていった。大正8年（1919）史蹟名勝天然紀念物保存法（法律第44号）が施行され、城郭も史蹟に指定されて保存の対象となった。その行政事務は、当初は内務大臣官房地理課、次いで文部省宗教局保存課が所管したが²³⁵⁾、同法により史蹟に指定された近世城郭（明治維新当時存在したもの）の指定名称を見ると、盛岡城址、若松城址、小田原城址、松本城、龍岡城址、名古屋城、旧二条離宮（二条城）、姫路城、和歌山城、松江城、宇和島城、熊本城、岡城址となっていて²³⁶⁾、天守やそれに準ずる櫓または御殿が現存する城郭は城、それ以外は城址として指定されている。これは上田三平を初め当時の調査担当者が同様の認識を持っていたことを裏付けるものである。

ところで、存城を廃止する法令は発せられなかったから、法制上は存在していたと考えられる。法制度上の城郭はいつなくなったのであろうか。筆者は「第一復員省官制」（昭和20年勅令第675号）の施行によって陸軍省官制が廃止され、陸軍が消滅した昭和20年（1945）12月1日だと考えている。陸軍が廃止されたことによって近代の城である要塞もすべて廃

止され、ささやかながら軍事施設の面影を留めていた陸軍管理の城郭も城跡になったのである。

【注】

- 1) 黒板昌夫 1955「城の歴史」（一）『日本文化財』No.7 11月号 pp.22～25
- 2) 「東京城日誌」戊辰十月、「江戸城ヲ東京城ト称セシム」『法令全書』明治元年 p.332
- 3) 「兵部省ヲシテ大阪城ヲ管轄セシム」『法令全書』明治2年 p.430
- 4) 「鹿児島藩外二藩へ御親兵召出ノ儀心得達」『公文録』明治4年 第20巻 辛未2月兵部省伺、「鹿児島山口高知三藩ヨリ御親兵ヲ徴シ兵部省ニ管セシム」『法令全書』明治4年 p.92
- 5) 「東山西海両道へ鎮台新置御達」『公文録』明治4年 第22巻 辛未4月兵部省伺
- 6) 「藩ヲ廢シ県ヲ置ク」『法令全書』明治4年 p.284
- 7) 「東京大坂ノ両所へ鎮台設置伺」『公文録』明治4年第135巻 辛未8月～9月兵部省伺「四鎮台ヲ置キ管地ヲ定メ地方城郭ヲ兵部省ニ管ス」『法令全書』明治4年 p.757
- 8) 「兵部省職員令、官位相当表、兵部省陸軍部内条例書」『法令全書』明治4年 p.709
- 9) 「新潟鎮台兵新發田へ分営届」『公文録』明治4年第136巻 辛未10月～11月兵部省伺
- 10) 「江州彦根へ当分鎮台取設ノ届」『公文録』明治4年第137巻 辛未12月兵部伺
- 11) 「元水戸城焼失届」『公文録』明治5年 第41巻 壬申5月～7月兵部省伺、「鎮台兵二小隊水戸城へ分派出張届」同第42巻 壬申8月～10月兵部省伺、「常陸国水戸城ニ鎮台分営ヲ置ク」『法令全書』明治5年 p.171
- 12) 「海陸軍両省分置伺」『公文録』明治5年 第39巻 壬申1月～2月兵部省伺、「兵部省ヲ廢シ陸海軍両省ヲ置ク」『法令全書』明治5年 p.71
- 13) 「官庫並社寺四民貯蓄ノ武器官員出張取調ノ儀公布伺」『公文録』明治5年 第40巻 壬申2月～4月陸軍省伺、「大蔵省官員巡回各地方宝物銘書取調」、「陸軍省官員出張各地方武器取調」『法令全書』明治5年 p.80
- 14) 藤田清 1934「修史余談～全国城郭等の処分」『偕行社記事』昭和8年9月号 pp.97-102
- 15) 「巡見参謀将校職務大略」『法令全書』明治5年 p.857
- 16) 富原道晴 2017「『陸軍省城絵図』発見の経緯」『富原文庫蔵陸軍省城絵図 明治五年の城郭存廃調査記録』戎光祥出版 pp.234-237
- 17) 「陸軍省職制並条例ヲ定メ秘史局軍務局砲兵局築造局会計局参謀局改称」『法令全書』明治6年 p.1010

- 18) 「元藩県其外城郭砲堡練兵場等取調絵図ヲ以テ進致セシム」『法令全書』明治5年 p.839
- 19) 「全国元藩々城郭等処分ノ儀申立」『公文録』明治6年 第28卷 明治6年1月～2月陸軍省伺
- 20) 「諸御門渡櫓取毀伺」『公文録』明治5年 第28卷 壬申8月大蔵省伺一、藤田清前掲書14)
- 21) 「徴兵令詔書及徴兵告諭」『法令全書』明治5年 p.432
- 22) 「全国鎮台配置改定」『法令全書』明治6年 p.6
- 23) 「徴兵令並附録、近衛兵編成並兵額」『法令全書』明治6年 p.704
- 24) 「鎮台条例改定」『法令全書』明治6年 p.365.
- 25) 「琉球国王尚泰ヲ藩王トナシ華族ニ諡列スルノ詔」『法令全書』明治5年 p.1
- 26) 「屯田憲兵例則ノ儀伺」『公文録』明治7年 第239卷 明治7年9月～12月開拓使伺
- 27) 「全国ノ城廓陣屋等存廢ヲ定メ廢止ノ地所建物木石等大蔵省ニ処分セシム」「全国ノ城廓陣屋等存廢ヲ定メ存置ノ地所建物木石等陸軍省ニ管轄セシム」『法令全書』明治6年 p.734
- 28) 「陸軍所轄ノ城廓中人民住居ノ地所ハ姑ク住居ヲ許シ拝借地トシテ収税セシム」前同書 p.996
- 29) 上田市立博物館 1988『郷土の歴史上田城』p.77
- 30) 「諸城砦周囲防御線内土役工作等ノ儀伺」『公文録』明治11年 第74卷 明治11年12月陸軍省伺
- 31) 末松謙澄 1913『防長回天史』第五編中 p.591
- 32) 「浜田県震災届并救恤伺」『公文録』明治5年 第13卷 壬申2月大蔵省伺
- 33) 陸軍築城部 1910『築城史料』p.365
- 34) 大類伸・鳥羽正雄 1936『日本城郭史』（雄山閣）p.726
- 35) 小野清 1899『日本城郭誌卷首』
- 36) 「渡嶋国五稜郭引渡済届」『公文録』明治7年 第235卷 明治7年2月～3月開拓使伺、「仙台鎮台ヲシテ箱館五稜郭ヲ開拓使ヨリ受取ラシム」『法令全書』明治6年 p.1265、「太政官日誌」明治6年 第155号、「太政官日誌」明治6年 第155号 前掲書35)
- 37) 「元高知藩城郭本省管轄伺」『公文録』明治5年 第42卷 壬申8月～10月陸軍省伺
- 38) 「元松前城管轄届」『公文録』明治6年 第190卷 明治6年1月～4月開拓使伺
- 39) 近世村落研究会編 1933『仙台藩農政の研究』日本學術振興会 p.20
- 40) 前掲書16)『富原文庫蔵陸軍省城絵図 明治五年の全国城郭存廢調査記録』p.42
- 41) 東京大学史料編纂所編纂 1931『復古記』（東京帝国大学蔵版）第13卷 p.143
- 42) 「信州上田子洲松山讚州高松豊後日田ハ当分営所ト称ス」『法令全書』明治6年 p.981、「江州彦根ハ当分営所ト称ス」前同書 p.984
- 43) 「鹿児島営所焼失ノ旨電報ニ付熊本本台ヘ一時引纏ノ儀伺」『公文録』明治6年 第38卷 明治6年12月陸軍省伺下、「鹿児島営所並兵隊屯所焼失ニ付官員兵隊共建築落成迄熊本鎮台ヘ集纏セシム」『法令全書』明治6年 p.1297
- 44) 「小田原藩城郭ヲ撤ス」『太政類典』第1編第107卷 兵制82
- 45) 『中津市史』1966 p.1143
- 46) 手塚豊「制度局民法會議と蜷川式胤日記」『法学研究』42-8 pp.67-84
- 47) 石井良助「民法典の編纂一民法決議より民法仮規則迄一」『法学協會雜誌』58-2
- 48) 「裁判事務心得」『法令全書』明治8年 p.127
- 49) 「諸藩ヲシテ陸軍編制ハ仏蘭西式ニ依ラシム」『法令全書』明治3年 p.372
- 50) 梅溪昇1988「デュ=ブスケ」『国史大辞典』第9卷 p.914
- 51) 箕作麟祥訳 1871『仏蘭西法律書民法』（大学南校）第四なお、原文で門は *porte*、壁は *mur*、壕は *fosse*、堞は *rempart*
- 52) 「全国城廓ニ係ル事件並番人給料等府県ヨリ其所管鎮台ヘ開申セシム」『法令全書』明治6年 p.1255
- 53) 「陸軍省所轄城廓番人ノ件ハ内務省所轄廢城ニハ関係ナシトス」『法令全書』明治7年 p.127
- 54) 「大礼服竝ニ軍人警察官吏等制服着用ノ外帶刀禁止」『法令全書』明治9年 p.36
- 55) 「太政官日誌」明治7年第1号
- 56) 山県有朋 1942『陸軍省沿革史』（明治文化叢書）日本評論社 p.194
- 57) 「太政官日誌」明治2年 第23号、維新史料編纂会編修 1941『維新史』第5卷 文部省 p.618
- 58) 「仏普戦争見聞ノ為人選西国ヘ被差出度伺」『公文録』明治3年 第31卷 庚午8月兵部省伺
- 59) 「太政官日誌」明治4年 第82号
- 60) 「布第四百二十八号工兵方面条例」『法令全書』明治7年 p.978
- 61) 「彦根城保存ニ付修理費用等之儀伺」『公文録』明治11年 第74卷 明治11年12月陸軍省伺
- 62) 「福島城ヲ廢シ白川城地受領致度儀伺」『公文録』明治11年 第74卷 明治11年10月陸軍省伺
- 63) 「御雇教師ミニユエ休暇旅行中ニ付諸海岸測量為致度儀上申」『公文録』明治7年 第147卷・明治7年8月陸軍省伺（布達）、「海岸測量ノ為陸軍省官員御雇外国人同行巡回ニ付大阪府外十九県ヲシテ諸事支障ナカラシム」『法令全書』明治7年 p.431、前掲書57) p.185
- 64) 浄法寺朝美 1971『日本築城史一近代の沿岸築城と要塞一』（原書房）pp.36-39
- 65) 「陸軍省所轄ノ城廓中人民居住ノ地所ハ姑ク居住ヲ

- 許シ拝借地トシテ取税セシム」『法令全書』明治六年 p.996
- 67) 「城廓内ノ士族邸地沽券税ヲ施行等取調伺出シム」『法令全書』明治六年 p.827
- 68) 「地券発行ニ付地所ノ名称区別共更正」『法令全書』明治六年 p.143
- 69) 「地所名称区別改定」『法令全書』明治7年 p.163
- 70) 「本省所轄地名区別ノ儀ニ付伺」『公文録』明治8年 第43卷 明治8年8月～9月陸軍省伺(布達)
- 71) 「城廓其他軍事ニ関スル地所立木建物共陸軍省管轄ヲ定メ府県へ預置損毀失亡其他処分方ヲ届出シム」『法令全書』明治6年 p.996
- 72) 全国城廓ニ係ル事件並番人給料等府県ヨリ其所管鎮台へ開申セシム」『法令全書』明治6年 p.1254
- 73) 「群馬県庁移転ノ儀ニ付伺」『公文録』明治5年 第21卷・壬申5月大蔵省伺中、「陸軍省ヲシテ前橋城ヲ群馬県ニ交割セシム」・「群馬県庁ヲ前橋城ニ移転セシム」『法令全書』明治5年 p.458
- 74) 「福島県庁移庁届」『公文録』明治6年 第246卷 明治6年12月諸県届(一)
- 75) 「元山口藩兵学校以下諸建物大蔵省へ引渡ノ儀伺」『公文録』明治6年 第32卷 明治6年7月陸軍省伺、「太政官日誌」明治6年 第107号
- 76) 「筑摩県下桐村ニ兵營建築松本城返付ノ儀伺并届」『公文録』明治8年 第40卷 明治8年5月陸軍省伺(布達)
- 77) 「府県庁移転並分合等施行方向」『公文録』明治8年 第95卷 明治8年2月内務省伺二
- 78) 「飾磨県庁建築費及ヒ費用ノ内献金処分伺」『公文録』明治9年 第110卷 明治9年4月内務省伺一、「福岡県移庁ノ儀伺」『公文録』明治8年 第122卷 明治8年5月内務省伺七
- 79) 「存城内居住士族家屋引払ノ儀伺」『公文録』明治7年 第67卷 明治7年8月内務省伺(布達并達)
- 80) 「陸軍省所管存城内居住貫族処分ノ儀伺」『公文録』明治8年 第102卷 明治8年3月内務省伺一
- 81) 下総佐倉城内居住ノ貫族移転ノ儀伺」『公文録』明治7年 第61卷 明治7年7月内務省伺(二)
- 82) 下総佐倉城内居住ノ士族移転手当等ノ儀伺」『公文録』明治8年 第112卷 明治8年4月内務省伺五
- 83) 前掲書79)「存城内居住士族家屋引払ノ儀伺」『公文録』明治7年 第67卷
- 84) 「姫路広島城内居住ノ者立退ニ付支給金額別途御下渡ノ儀伺四通」『公文録』明治9年 第32卷 明治9年5月～6月陸軍省伺
- 85) 『公文録』前同、「姫路市史」第14卷別冊姫路城 1988 pp.144～150
- 86) 「姫路城内士族邸地処分ノ件 附陸軍省伺同件」『公文録』明治13年 第264卷 明治13年12月内務省二
- 87) 「秋田城内士族邸地処分ノ件」『公文録』明治12年 第58卷 明治12年5月内務省三、「秋田城内士族邸地買上代金下渡ノ件」『公文録』同年 第75卷 同年10月内務省二
- 88) 「姫路城郭内居住士族邸地ノ件」『公文録』明治13年 第217卷 明治13年2月内務省一、前掲「姫路城内士族邸地処分ノ件 附陸軍省伺同件」同書同年 第264卷 同年11月内務省二、「姫路城内居住士族へ移転料支給方ノ件 陸軍省伺書合綴」同書明治14年 第85卷 明治14年9月内務省第二、前掲『姫路市史』第14卷別冊姫路城 pp.150～154
- 89) 「各軍管管下兵營番号」『法令全書』明治10年 p.693
- 90) 「豊橋城内居住士族移転料需用伺」『公文録』明治11年 第35卷 明治11年4月内務省伺
- 91) 名古屋市 1959『名古屋城史』pp.279～280、石川寛 2012「名古屋離宮の誕生」『愛知県史研究』第12号 pp.31～46
- 92) 橋本政次 1972『姫路城史』下卷(名著出版) p.344
- 93) 宮城県教育委員会 1967『仙台城』p.23
- 94) 「武庫司ヲシテ佐倉城旧本丸払下ニ付貯蔵ノ大砲弾薬ヲ取片付シム」『法令全書』明治6年 p.1081
- 95) 「昭徳院殿御在坂日次記」『改訂増補国史大系第51卷』続徳川実記第4篇 吉川弘文館 p.958、末松謙澄 1913『防長回天史』第5編中 p.635
- 96) 会津若松市 1961『会津若松史』第6卷 p.33
- 97) 吉田義昭 1951『史蹟盛岡城』盛岡市公民館 p.51
- 98) 松江市教育委員会 1986『史跡松江城』p.2
- 99) 徳島城編集委員会 1994『徳島城』p.323
- 100) 『彦根市史』下冊 1964 p.141
- 101) 佐々木孝文 2008「近代の鳥取城(1)」『鳥取城調査研究年報第1号』(鳥取市教育委員会) pp.21～24
- 102) 『高松市史』1933 p.517
- 103) 『津市史』第3卷 1961 p.297
- 104) 『松本市史』下卷 1933 p.116
- 105) 岡山県教育委員会 1997『史跡岡山城跡本丸中の段発掘調査報告』p.9
- 106) 和歌山市役所 1939『和歌山市要』p.160
- 107) 編集子 1934「天守閣の命請ひの願 付信飛新聞の事ども」『信濃』第6卷 第1号 p.25
- 108) 稲田信ほか 2016「(史料紹介)『高城権八過去帳』に見る高城権八家の系譜」『松江市歴史叢書9』pp.117～118
- 109) 前掲書101)
- 110) 「沢若松県権令旧若松城廃毀ノ儀建言」『公文録』明治7年 第258卷 明治7年1月諸県伺(二)
- 111) 「旧城廓陸軍省所轄ノ外ハ大蔵省管轄ニ付詳細取調届出シム」『法令全書』明治6年 p.828
- 112) 「大蔵省所轄旧城廓ノ建物木石共相当代価取調差出

- サシム』『法令全書』同年 p.863
- 113) 「官舎払下規則第舍貸渡規則」『法令全書』明治5年 p.107
- 114) 「官舎払下ヶ規則改正」『法令全書』明治6年 p.72
- 115) 「内務省ヲ置ク」『法令全書』同年 p.573
- 116) 福永義晴 1668「萩城の解体」萩市役所『萩乃百年—明治維新以後のあゆみ—』pp.46～57
- 117) 『津山市史』第6巻現代1—明治時代— 1980 pp.29～33、津山市教育委員会「津山城廃毀始末」『津山城資料編』2000 pp.256～258
- 118) 前掲書116) pp.51～52、前掲書117) 『津山市史』p.33, 35
- 119) 「桑名古城石垣払下ノ儀伺」『公文録』明治6年第142巻 明治6年10月大蔵省伺(二)
- 120) 「中下太夫士以下ヲ廢シ士族及卒ト称シ禄制を定ム」『法令全書』明治2年 p.491
- 121) 「華士族在官ノ外農工商ノ職業ヲ許ス」『法令全書』明治4年 p.447
- 122) 「華士族禄税規則」『法令全書』明治6年 p.664
- 123) 「華士族卒家禄賞典禄百石未滿ノ者ニ限り奉還ヲ許ス」『法令全書』明治6年 p.685
- 124) 「家禄奉還ノ者へ資金被下方規則」『法令全書』明治6年 p.686
- 125) 「家禄奉還ノ者へ資金被下方規則第一条第二条改定」『法令全書』明治7年 p.162
- 126) 前掲書117) 『津山市史』第6巻 pp.42～45
- 127) 「新川県庁富山へ移転致シ度伺」『公文録』明治6年第137巻 明治6年8月大蔵省伺
- 128) 山田武麿 1974『群馬県の歴史』県史シリーズ10 山川出版社 pp.192～193
- 129) 「群馬県庁仮庁設置届」『公文録』明治9年第135巻 明治9年9月内務省伺一、「群馬県庁位置改定ノ件」同明治14年第42巻 明治14年2月内務省第二「群馬県庁舎買上ノ件」同明治14年第61巻 明治14年5月内務省第二
- 130) 「司法省職制並事務章程」(司法職務定制)『法令全書』明治5年 p.465
- 131) 『土浦市史』1975 p.694
- 132) 「太政官日誌」明治6年第118号
- 133) 前掲書131) 『土浦市史』p.698
- 134) 司法省編纂 1939『司法沿革誌』p.127、前掲書131) 『土浦市史』p.695
- 135) 「筑摩県々庁焼失届」『公文録』明治9年第124巻 明治9年6月内務省伺二
- 136) 「筑摩県外十五県合並管轄替」『法令全書』明治9年 p.151
- 137) 「府県裁判所ヲ改メ地方裁判所ヲ置キ分轄ヲ定ム」『法令全書』明治9年 p.154
- 138) 「松本裁判所敷地請取度伺」『公文録』明治10年第107巻 明治10年7月司法省伺
- 139) 松本市教育委員会 1985『松本城二の丸御殿跡—発掘調査・史跡公園整備—』p.5
- 140) 「備後三原城提督府ニ的当ニ付御払下無之様致度申立」『公文録』明治6年第39巻 明治6年1月～3月海軍省伺
- 141) 「備後三原城提督府用地ニ御渡伺」『公文録』明治6年第43巻 明治6年8月海軍省伺
- 142) 財団法人広島県埋蔵文化財調査センター 1997『三原城跡』(広島県埋蔵文化財調査センター調査報告書第156集 p.4
- 143) 前掲書141) 「備後三原城提督府用地ニ御渡伺」、「太政官日誌」明治6年第121号
- 144) 「鎮守府設置ノ儀上請」『公文録』明治9年第41巻 明治9年7月～9月海軍省伺
- 145) 「西海鎮守府仮設届」『公文録』明治11年第94巻 明治11年1月～3月海軍省伺
- 146) 「海軍卿備後三原へ出張ノ件」『公文録』明治12年第107巻 明治12年2月～3月海軍省
- 147) 新聞集成明治編年史編纂会 1936『新聞集成明治編年史』第4巻p.23
- 148) 「海軍条例」『法令全書』明治19年上巻 p.149
- 149) 「第二海軍区及第三海軍区鎮守府位置指定」『法令全書』明治19年上巻 p.187
- 150) 青木允延編纂 沢井常四郎増補 1912『増補三原志稿』p.34
- 151) 「大学ヲ廢シ文部省ヲ置ク」『法令全書』明治4年 p.287
- 152) 前掲書58) 『維新史』第5巻 p.805
- 153) 「学制」『法令全書』明治5年 p.146
- 154) 「神官僧侶社寺内ニ中小学校開設ヲ許ス」『法令全書』明治6年 p.1458
- 155) 「官立学校設立伺文例」『法令全書』明治6年 p.1440
- 156) 「中小学校地所無代下付ニ付地所ヲ選択開申セシム」『法令全書』明治7年 p.356
- 157) 『平田町史』下巻 1964 pp.984～988
- 158) 伊藤信「今尾城趾」『岐阜県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第四回 pp.81～86
- 159) 『改訂天理市史』上巻 1976 p.540、秋永正孝 1940『柳本郷土史論』柳本町産業組合 pp.251～253
- 160) 「日出小学校沿革史」(同校概況所収)、北野隆 1988「日出城隅櫓(鬼門櫓)」(日出町教育委員会提供)
- 161) 「山形県立松山里仁館高等学校沿革」(同校概況所収)
- 162) 「府県公園地御定ノ儀伺」『公文録』明治6年第109巻 明治6年1月大蔵省伺(二)、「人民輻輳ノ地ニ公園ヲ設ルヲ以テ地所ヲ撰擇稟候セシム」『法令全書』明治6年 p.13
- 163) 武市佐市郎 1932「高知公園史(続)」『土佐史談』37号 pp.61～111

- 164) 『犬山城総合調査報告書』犬山市教育委員会 2017 pp.25～26
- 165) 「東京日日新聞記事」前掲書147)『新聞集成明治編年史』第4巻 pp.430～431、pp.434～435
- 166) 「旧城郭中保存処分ノ件」『公文録』明治14年 第100巻 明治14年12月内務省第一
- 167) 明石城史編さん実行委員会 2000『講座明石城史』明石市教育委員会 p.596
- 168) 「官社以下定額及神官職員規則ヲ定メ神官従来ノ叙爵ヲ止メ地方官貫属支配ト為シ士民ノ内へ適宜編籍セシム」『法令全書』明治4年 p.187
- 169) 東京市役所編纂 1916『東京市史稿皇城篇』第4 pp.166～186
- 170) 熊本市役所 1932『熊本市史』pp.642～643、白井永二・土岐昌訓 1979『神社事典』東京堂出版 pp.97～98
- 171) 前掲書91)『名古屋城史』pp.220～226
- 172) 森栄松 1970『金沢城』北国出版社 p.84
- 173) 「秋田県下存城内神社移転費ノ件」『公文録』明治14年 第51巻 明治14年3月内務省第五
- 174) 「八代宮社地ノ件」『公文録』同年 第56巻 同年4月内務省第三
- 175) 前掲書170)『神社事典』p.217
- 176) 鳥羽正雄1940『日本の城』創元選書 創元社 pp.152～154
- 177) 前掲書170)『神社事典』p.340
- 178) 同書 pp.65～66
- 179) 「癸丑以来唱義精忠国事ニ斃ル、者ノ靈魂ヲ慰シ東山ニ祠宇ヲ設ケテ之ヲ合祀セシム」『法令全書』明治元年 p.159
- 180) 前掲書170)『神社事典』pp.140～141
- 181) 前掲書176) pp.154～155
- 182) 黒龍会本部編 1908『西南記伝』上巻二 p.431
- 183) 熊本城史編纂委員会 1925『熊本城史梗概』p.49
- 184) 黒龍会本部編 1909『西南記伝』中巻二 pp.695～696
- 185) 「城塞火薬庫等ノ周圍圏線区域等ノ儀ニ付伺」『公文録』明治9年 第34巻・明治9年9月陸軍省伺
- 186) 「火薬庫圏線規則」『法令全書』明治9年 p.157
- 187) 前掲書30)
- 188) 「伊予松山城三ノ郭地受領伺」『公文録』明治10年 第82巻・明治10年4月陸軍省伺
- 189) 「愛媛県下松山旧城二ノ丸地需用伺」『公文録』明治10年 第87巻・同年11月～12月「伊予松山城三ノ郭地受領伺」
- 190) 「伊予国松山旧城郭内官有地病室増地トシテ需用ノ件」『公文録』明治12年 第97巻・明治12年1月陸軍省
- 191) 前掲「福島城ヲ廢シ白川城ヲ存シ当省へ御渡相成度儀ニ付伺」『公文録』明治11年 第73巻 陸軍省伺 (一)
- 192) 「仙台鎮台管下大鳥城跡兵営建築ノ見込ヲ開申セシム」『法令全書』明治6年 p.1245
- 193) 「福島城ヲ廢シ旧白川城ヲ更ニ存城ト定ム」『法令全書』明治11年 p.501
- 194) 「鎮台条例」『法令全書』明治12年 p.260
- 195) 『白河市史』第3巻 2007 pp.171～172、同第8巻 1996 pp.97～99
- 196) 「琉球藩ヲ廢シ沖繩県ヲ置ク」『法令全書』明治12年 p.46
- 197) 「琉球藩処分着手ノ儀再上申」『公文録』明治8年 第106巻 明治8年3月内務省伺五
- 198) 「琉球藩内ニ熊本鎮台分遣隊ヲ置ク」、「琉球藩内ニ熊本鎮台分遣隊ヲ被置実地検査ノ上着手セシム」『法令全書』明治8年 p.856
- 199) 琉球藩内兵営建築経費金御渡ノ儀伺」『公文録』明治9年 第30巻 明治9年2月陸軍省伺 (二)、「琉球藩内へ兵営等設備ノ地所御引渡ノ儀伺」同明治9年 第31巻 明治9年3月～4月陸軍省伺
- 200) 「琉球藩へ熊本鎮台歩兵一分隊派遣届」同明治9年 第32巻 明治9年5月～6月陸軍省伺
- 201) 『法規分類大全』第一編兵制門三 p.280
- 202) 「沖繩県下琉球首里城内地所受領ノ件」『公文録』明治15年 第104巻 明治15年3月～4月陸軍省
- 203) 原剛 1992「明治初期の沖繩の兵備—琉球処分に伴う陸軍分遣隊の派遣—」政治経済史学317 pp.1～11
- 204) 笹森儀助『南嶋探検』1 東洋文庫 p.30
- 205) 「茨城県庁敷地ノ件」『公文録』明治14年 第50巻 明治14年3月内務省第四
- 206) 「茨城県陸軍用地ト原野地交換ノ件」同 明治14年 第86巻 明治14年9月内務省第三
- 207) 「茨城県庁移転ノ件」『公文録』明治15年 第193巻 府県
- 208) 「京都府知事北垣国道二条城ヲ以テ離宮ニ定メシ度ノ議」『公文別録』上書建言録 明治11年～18年 第2巻
- 209) 『法令全書』明治18年 p.1511
- 210) 澤島英太郎 吉永義信 1942『二条城』建築新書 相模書房 p.60
- 211) 松下芳男 1963『明治の軍隊』日本歴史新書 至文堂 pp.77～85
- 212) 高橋邦太郎 1968『お雇い外国人⑥・軍事』鹿島研究所出版部 pp.210～230
- 213) 前掲書211)『明治の軍隊』p.85
- 214) 「師団司令部条例」『法令全書』明治21年 p.78
- 215) 「旅団司令部条例」『法令全書』明治21年 p.80
- 216) 「陸軍団隊配備ノ件」『法令全書』明治21年 p.85
- 217) 「衛戍条例」『法令全書』明治21年 p.83
- 218) 「近衛司令部条例改正」『法令全書』明治24年 p.398

- 219) 前掲書57) 『陸軍省沿革史』 p.262、「臨時要塞建築部官制」『法令全書』明治19年上巻 p.336
- 220) 「羽前国山形城内所轄地返付ノ件」『公文録』明治15年 第103巻 明治15年1月～3月陸軍省
- 221) 「広島城用地ノ内士族へ貸渡ノ分返付ノ件」同上
- 222) 前掲書195) 『白河市史』第8巻 pp.102～103、『白河市史』第3巻 p.172
- 223) 「全国旧砲台地ノ内存置ヲ要セサルモノ其他不用ノ土地建物ヲ売却シ練兵場及射的場増地」『公文類聚』第13編 明治22年 第30巻兵制四
- 224) 明治22年6月8日「朝野新聞」記事（前掲『新聞集成明治編年史』第7巻 p.280）
- 225) 前掲書223)
- 226) 野中勝利 2014「1980年の「存城」の払下げとその後の土地利用における公園化の位置づけ」『都市計画論文集』日本都市計画学会 pp.1053～1058
- 227) 前掲書195) 『白河市史』第3巻 p.172
- 228) 「不用城郭中元藩主ニ於テ払受ヲ志願シ及散在地ノ内官庁ニ於テ払下ヲ企望スルトキハ公売」『公文類聚』第14編 明治23年 第23巻兵制五
- 229) 前掲書33) p.367
- 230) 前掲書91) 石川寛「名古屋離宮の誕生」
- 231) 柘植清「駿府城後日物語」『静岡市史余録』1932 pp.409～416、山形市教育委員会 1996「山形城跡本丸堀発掘調査概報」 p.4
- 232) 上越市文化財調査委員会 1972『高田城』上越文化財調査報告書第13集 p.82
- 233) 「要塞司令部条例」『法令全書』明治28年 p.114
- 234) 「要塞地帯法」『法令全書』明治32年 p.342
- 235) 文化財保護委員会 1960『文化財保護の歩み』 pp.76～77
- 236) 上田三平 1940『日本史蹟の研究』第一公論社附録 pp.3～34